特定計量制度および特定計量システムのご利用に伴うご説明資料

2026年６月

東京電力パワーグリッド株式会社

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.

無断複製・転載禁止　東京電力パワーグリッド株式会社

更新履歴

更新番号	更新日	更新内容
1.0	2026年３月	初版作成
1.1	2026年６月	修正版作成 全般：頁数や誤植等の修正 P23：パターン１参入条件を修正 P39：パターン１における廃止時の電力量算定に関するスライドを追加 P43：パターン２における廃止時の電力量算定に関する扱いを詳細化

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.
無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社

0.はじめに

- 本資料は、2026年４月から特定計量システムの利用が可能になることを受け、受電点事業者向けに制度の趣旨や、特定計量システムの概要、特定計量システムを利用したサービスおよびサービスの申込方法等について説明を行なうものです。
- なお、本資料は、2025年９月にお知らせしたし内容を更新（2026年３月上旬公開としていた章の追加および公開済みの内容の一部加除修正）のうえ、再公開するものです。

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.
無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社

目　　次

章	項目	頁
1-1.特定計量制度の概要	1-1-1.制度導入の背景および内容	6
1-2.特定計量システムの概要	1-2-1.特定計量システムの概要	7
	1-2-2.特定計量システムの利用にあたる費用負担について	8
1-3.特定計量システムを利用するサービスの分類およびスキーム	1-3-1.特定計量システムを利用するサービスの分類	9
	1-3-2.パターン１（需給調整市場における調整力の供出）の概要	10
	1-3-3.パターン２（機器点電力量提供サービス）の概要	11
	1-3-4.受電点・機器点の組合せ	12
2-1.特定計量システムの利用に際して遵守する関係規程類	2-1-1.特定計量システムの利用に際して遵守する関係規程類	14
2-2.特定計量システム外部接続基準・ガイドラインの連絡先	2-2-1.特定計量システム外部接続基準・ガイドラインの連絡先	15
2-3.特定計量システムの利用に際して必要となる技術要件	2-3-1.特定計量システムの利用に際して必要となる技術要件	16
3-1.特定計量システムの申込種別について	3-1-1.特定計量システムの申込種別について	18~19
3-2.加入（計器新設）申込みについて	3-2-1.加入（計器新設）申込みに際しての要件	20
	3-2-2.加入（計器新設）申込みに際しての留意点	21~24
	3-2-3.加入（計器新設）申込みに際してのお願い事項（機器点計量器等の設置）	25

目　　次

章	項目	頁
3-2.加入（計器新設）申込みについて	3-2-4.加入（計器新設）申込みの方法等	26~29
	3-2-5.加入（計器新設）申込みのフロー	30
3-3.解約申込みについて	3-3-1.解約申込みの方法等	31~32
	3-3-2.解約申込みのフロー	33
3-4.契約追加（既設計器）申込みについて	3-4-1.契約追加（既設計器）申込みの方法等	34
	3-4-2.契約追加（既設計器）申込みの方法等	35
4-1.特定計量システムを用いたサービス内容	4-1-1.電力量算定の単位および提供桁数（全体）	37
	4-1-2.電力量の算定（パターン１）	38~40
	4-1-3.電力量の算定（パターン２）	41~44
	4-1-4.電力量の算定（同一特例計量器等でパターン１＋パターン２を利用する場合）	45
	4-1-5.電力量データの提供（パターン１）	46
	4-1-6.電力量データの提供（パターン２）	47
5-1.特定計量システムのご利用に際して	5-1-1.サービス利用に際しての留意点（パターン１）	49~51
	5-1-2.サービス利用に際しての留意点（パターン１および2）	52
6-1.定義	6-1-1.用語の定義	54~55

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.　　無断複製・転載禁止　東京電力パワーグリッド株式会社

1-1.特定計量制度の概要

1-2.特定計量システムの概要

1-3.特定計量システムを利用するサービスの
分類およびスキーム

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.
無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社

1-1-1.制度導入の背景および内容

➢ 特定計量制度導入の背景

- 近年、家庭等の太陽光発電やEVなどの分散リソースの普及に伴い、リソースごとの取引やネガワット取引など、新たな取引ニーズが出現しています。また、このような取引に用いる電気計量について、リソースに付随する機器（パワーコンディショナー、EVの充放電設備など。以下「特例計量器」という。）の利用ニーズが高まっているところです。
- そこで、昨今の自然災害の頻発や、再生可能エネルギーの主力電源化等に対して、災害時の迅速な復旧や送配電網への円滑な投資、再生可能エネルギーの導入拡大等を図るために**2020年６月に**「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」において、電気計量制度の合理化を図る措置（＝特定計量制度）が盛り込まれました。
- 本制度は、家庭等の分散リソースを活用した新たな取引等に限り、事前に届出を行なった事業者に対し、適切な計量の実施を確保し、家庭等の需要者を保護する観点から、使用する特例計量器の精度の確保や需要者への説明を求め、その**届け出た電力量の取引等においては、特例計量器の計量値を使用することができるものです**。
- 計量値の収集にあたっては、次世代スマートメーターを活用した特定計量システムを通じてデータ収集することが、次世代スマートメーター制度検討会にて整理されました。なお、**特定計量システムは、2026年４月から利用可能となります。**

【経済産業省 資源エネルギー庁 HP】https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/measure/tokutei/index.html

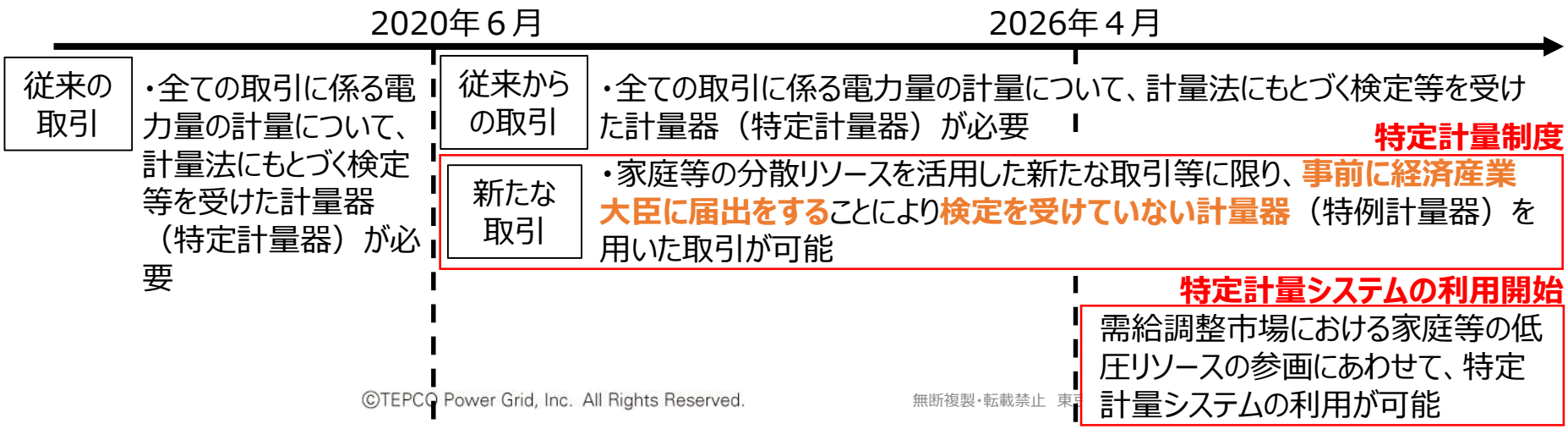

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.
無断複製・転載禁止 東京

1-2-1.特定計量システムの概要

➢ 特定計量システムの構成

- ■ 特定計量システムとは、電力SMシステムを介して特定計量制度にもとづく計量器の計量値の収集・提供を行なうものです。
- ■ 特定計量システムは、2026年４月から開始となります。

  ※受電点が低圧の機器点を対象とする取引から開始となり、受電点が高圧の機器点を対象とする取引は2027年４月から対象となります。
- ■ 詳細の構成イメージは以下のとおりです。

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋の上一部加工

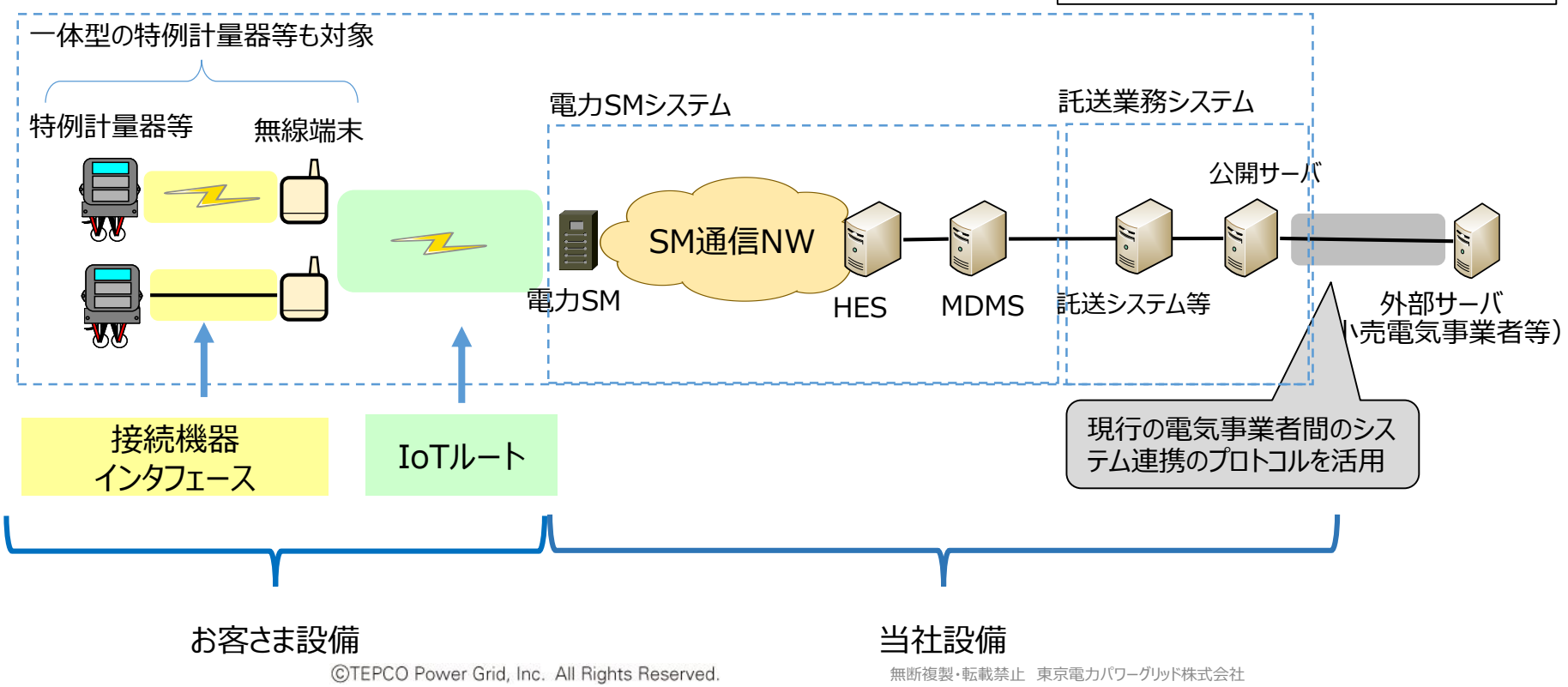

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.
無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社

1-2-2.特定計量システムの利用にあたる費用負担について

- 特定計量システムの利用にあたっては、IoTルートに対応する電力SM等に取替する必要があります。
- なお、この場合、当社は**原則として受電点に設置する電力SM等の取替工事にかかる費用を申し受けます**。
- 特定計量システムの利用にあたって、IoTルートに対応する電力SM等の取替工事を実施した後に、**特定計量システムの利用申込みを取り下げた場合においても、当社は工事に要した費用を申し受けます**。
- また、工事前に特定計量システムの利用申込みを取り下げた場合において、**実際に設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量、監督、資材調達等に費用を要したときは、当社はその費用を申し受けます**。

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋の上一部加工

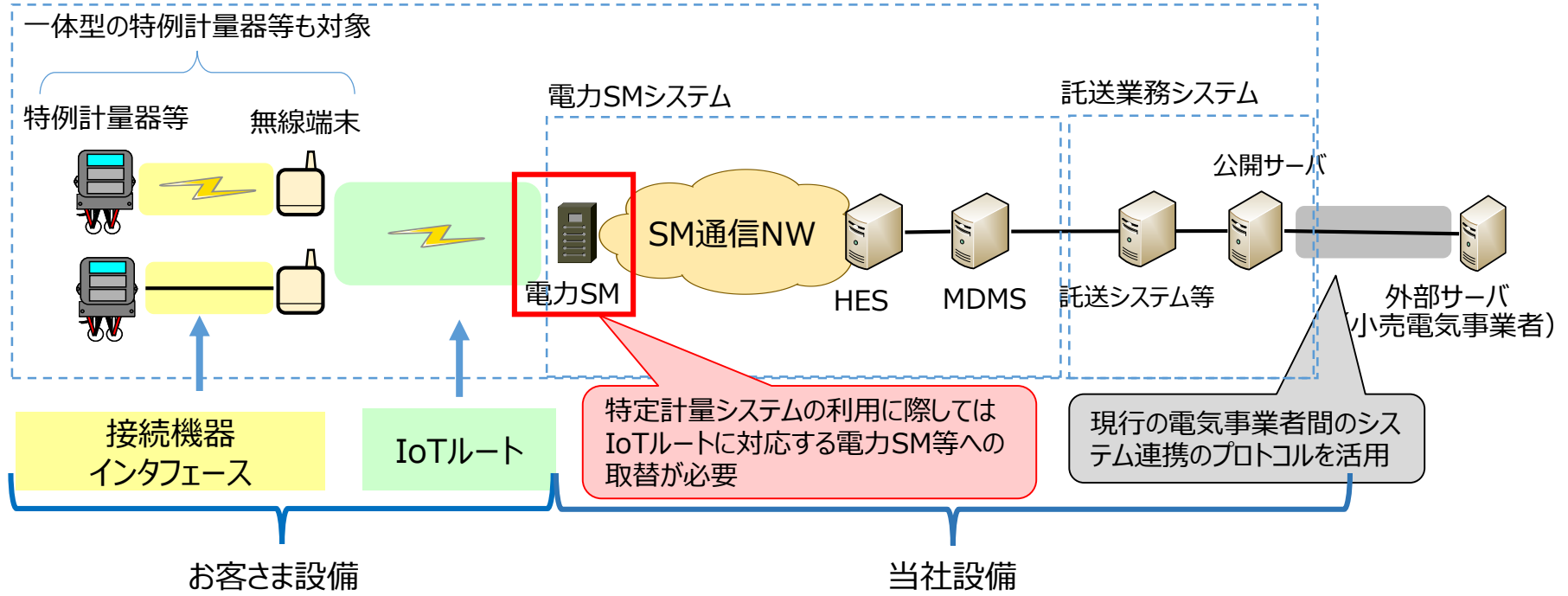

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.
無断複製・転載禁止　東京電力パワーグリッド株式会社

1-3-1.特定計量システムを利用するサービスの分類

■ 特定計量システムを利用するサービスには、需給調整市場における調整力の供出（以下「パターン１」という。）と機器点電力量提供サービス（以下「パターン２」という。）があります。

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋のうえ一部加工

需給調整市場における調整力供出（パターン１）

【発電・放電リソースの場合】
機器点からの調整力供出分（下図の「20」）を把握するための調整力契約を、1需要場所ごとに締結し、その契約の中で調整力を供出する。

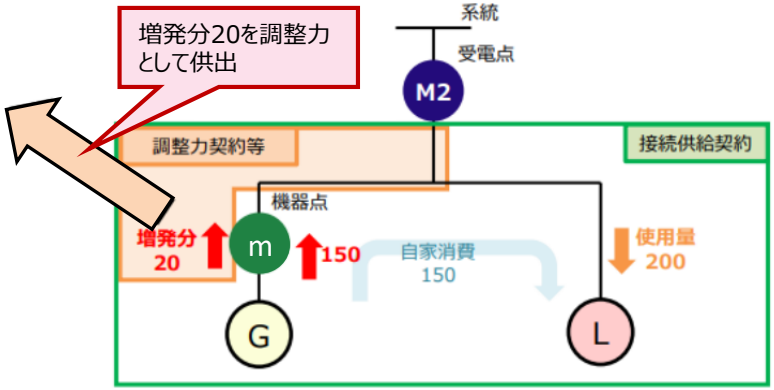

【需要負荷抑制の場合】
機器点での基準値（下図の「100」）を設定し、機器点での実測値（下図の「80」）との差分（下図の「20」）を、調整力の量として把握する調整力契約を、1需要場所ごとに締結し、調整力を供出する。

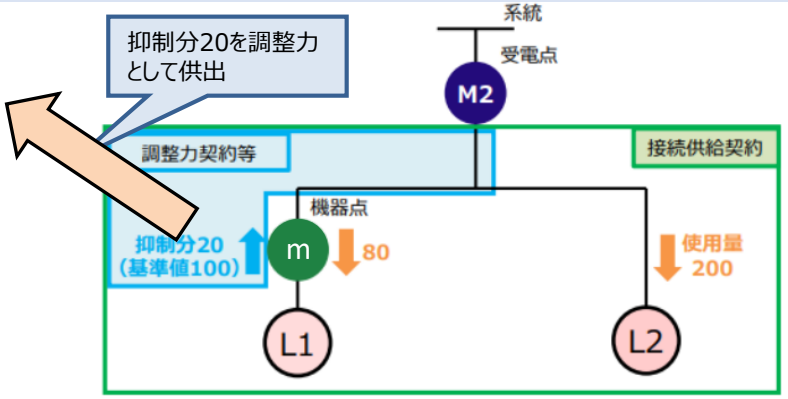

機器点電力量提供（パターン２）

当社は、機器点の計量値を受電点事業者へ提供し、サービス提供事業者は、需要者および受電点事業者の同意を取得した上で、当該受電点事業者から機器点の計量値を受け取り、需要者へサービスを提供する。

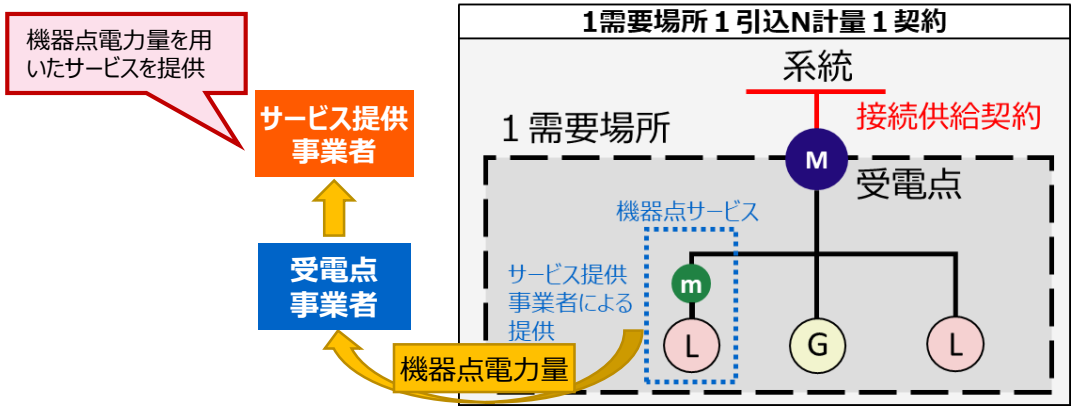

1-3-2.パターン１（需給調整市場における調整力供出）の概要

- 需給調整市場における調整力の供出のために、当社が受電点に設置する電力SMを経由して取得した機器点の計量値を活用することをいいます。
- 特定計量システムの開始・終了等の申込みは、当該機器点の属する供給地点にて接続供給契約を締結している受電点事業者から当社に行なっていただきます。
- 当社と利用事業者（アグリゲーター）との間では調整力契約を締結します。
- 受電点事業者と利用事業者（アグリゲーター）の間では、必要に応じて、調整力の供出に伴う便益を調整するための調整金契約を締結します。

➢ パターン１における各事業者の関係（イメージ）

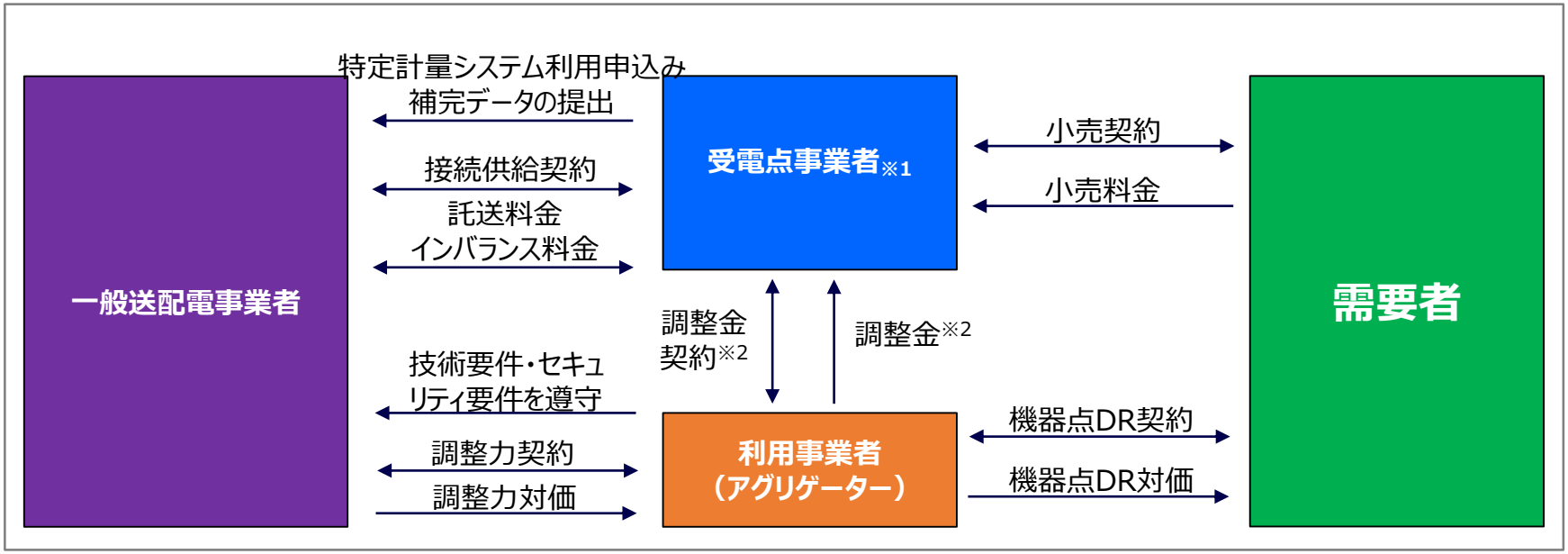

※１ パターン１の場合、受電点事業者に対して機器点電力量の提供は行なわない。

※２ 従来のネガワット調整金と同様の仕組みとなる。

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.

無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社

1-3-3.パターン２（機器点電力量提供サービス）の概要

- ■ 当社が受電点に設置する電力SMを経由して取得した機器点の計量値（順潮流の計量値に限る）を、受電点事業者へ提供することをいいます。
- ■ 特定計量システムの開始・終了等の申込みは、当該機器点の属する供給地点にて接続供給契約を締結している受電点事業者から当社に行なっていただきます。
- ■ 受電点事業者と利用事業者（サービス提供事業者）が異なる場合、利用事業者（サービス提供事業者）は需要者および受電点事業者の同意を取得した上で、受電点事業者から機器点の計量値を受け取る必要があります。

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋のうえ一部加工

受電点事業者とサービス提供事業者が同一の場合

次世代スマートメーターを経由して取得した機器点の計量値を、当社から受電点事業者に提供し、当該受電点事業者が機器点の計量値を用いた小売料金メニュー等を需要者へ提供するケース。

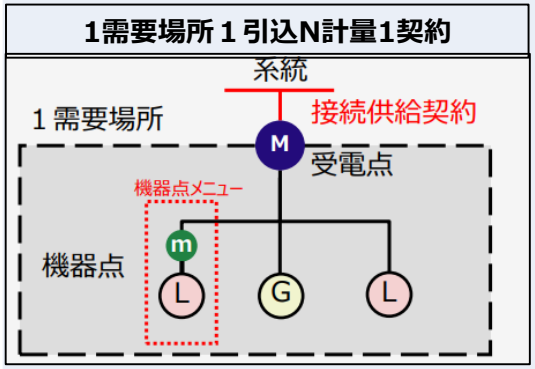

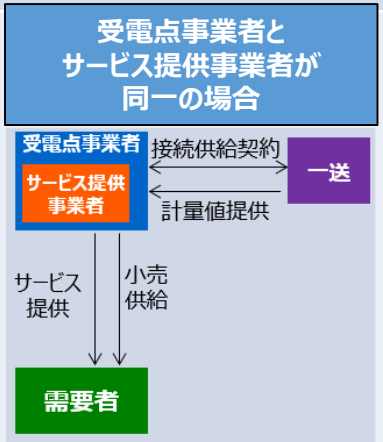

受電点事業者とサービス提供事業者が連携する場合

次世代スマートメーターを経由して取得した機器点の計量値を、当社は受電点事業者へと提供し、サービス提供事業者は、需要者および受電点事業者の同意を取得した上で、当該受電点事業者から機器点の計量値を受け取り、需要者へサービスを提供するケース。

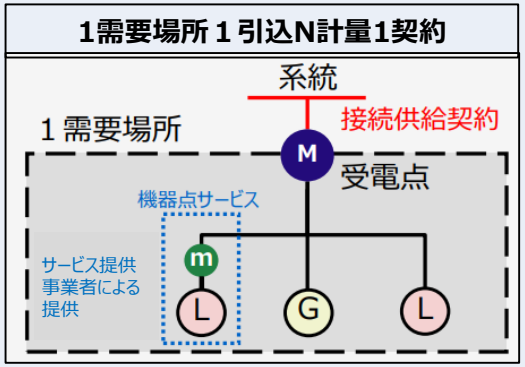

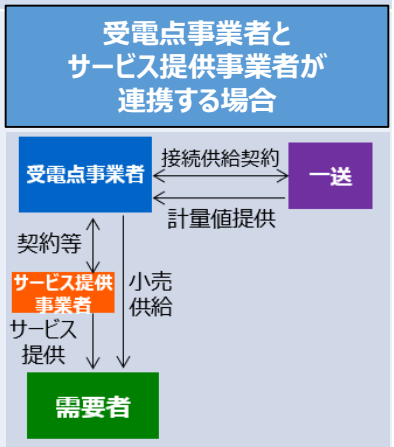

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.
無断複製・転載禁止　東京電力パワーグリッド株式会社

1-3-4.受電点・機器点の組合せ

■ 各サービスにおける電力SMと特例計量器等の組合せは下表のとおりです。

■ １供給地点ごとに接続可能な特例計量器等の台数は４台までといたします。

凡例：高圧　低圧

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋のうえ一部加工

電圧区分	パターン１	パターン２
受電点＝**高圧以上** 機器点＝**高圧**	電力SM 特例計量器等①（発電・需要） 特例計量器等②（発電・需要） 特例計量器等③（発電・需要） 特例計量器等④（発電・需要）	電力SM 特例計量器等①（需要） 特例計量器等②（需要） 特例計量器等③（需要） 特例計量器等④（需要）
受電点＝**高圧以上** 機器点＝**高・低圧**	電力SM 特例計量器等①（発電・需要） 特例計量器等②（発電・需要） 特例計量器等③（発電・需要） 特例計量器等④（発電・需要）	電力SM 特例計量器等①（需要） 特例計量器等②（需要） 特例計量器等③（需要） 特例計量器等④（需要）
受電点＝**低圧** 機器点＝**低圧**	電力SM 特例計量器等①（発電・需要） 特例計量器等②（発電・需要） 特例計量器等③（発電・需要） 特例計量器等④（発電・需要）	電力SM 特例計量器等①（需要） 特例計量器等②（需要） 特例計量器等③（需要） 特例計量器等④（需要）

2-1.特定計量システムの利用に際して遵守する関係規程類

2-2.特定計量システム外部接続基準・ガイドラインの連絡先

2-3.特定計量システムの利用に際して必要となる技術要件

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.
無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社

2-1-1.特定計量システムの利用に際して遵守する関係規程類

➢ 特定計量の開始に際しての経済産業大臣への届出

■ 特定計量制度の利用にあたっては、事前に経済産業大臣への届出が必要となります。

■ 経済産業大臣への届出に関しての詳細については、経済産業省のHPをご確認ください。

【経済産業省 資源エネルギー庁 HP】https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/measure/tokutei/index.html#p05

➢ 特定計量システムの利用に際して遵守する規程等

■ 特定計量システムの利用に際しては、サービスにより以下の規約を遵守していただく必要があります。

サービス	規程
パターン１	● 特定計量制度に係るガイドライン https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/tokuteikeiryo-guideline.pdf ● 特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】 https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/jisedai_smart_meter/pdf/20220531_4.pdf ● 特定計量システム外部接続基準・ガイドライン https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/workshop/application/demand/pdf/tokuteikeiryo_gl_202603.pdf ● 取引規程（需給調整市場） https://www.eprx.or.jp/outline/announcement.html ● 個人情報に係る規約 https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/workshop/application/demand/pdf/kojinjoho_kiyaku_202603.pdf
パターン２	● 特定計量制度に係るガイドライン https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/tokuteikeiryo-guideline.pdf ● 特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】 https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/jisedai_smart_meter/pdf/20220531_4.pdf ● 特定計量システム外部接続基準・ガイドライン https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/workshop/application/demand/pdf/tokuteikeiryo_gl_202603.pdf ● 機器点電力量提供に係る利用規約 https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/workshop/application/demand/pdf/kikiten_riyoukiyaku20260401.pdf ● 個人情報に係る規約 https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/workshop/application/demand/pdf/kojinjoho_kiyaku_202603.pdf

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.　無断複製・転載禁止　東京電力パワーグリッド株式会社

2-2-1.特定計量システム外部接続基準・ガイドラインの連絡先

■ 特定計量システム外部接続基準・ガイドラインに定める連絡体制の連絡先については、接続供給兼基本契約書締結時に締結いただいた、「連絡体制に関する確認書」の連絡先とさせていただきます。

■ なお、当社の連絡先は、TEL:03-3509-1709となります。

参考：連絡体制に関する確認書

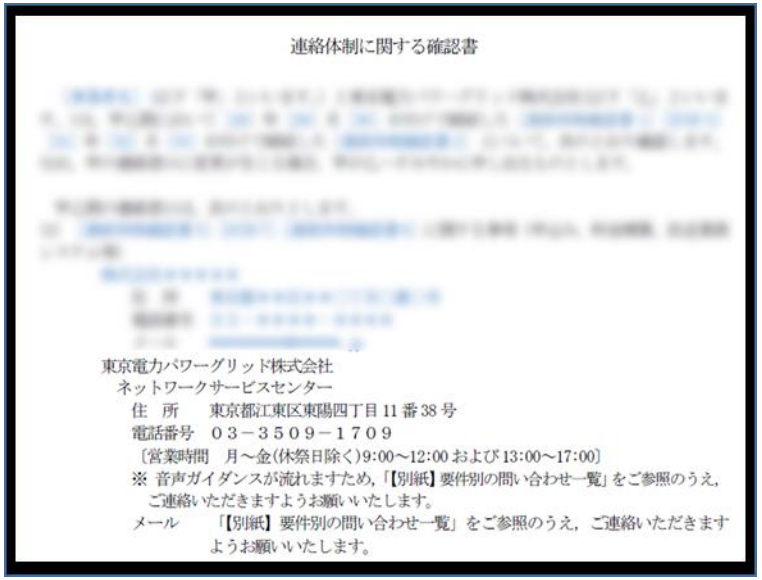
連絡体制に関する確認書

[redacted]

東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター
住　所　　東京都江東区東陽四丁目11番38号
電話番号　０３－３５０９－１７０９
〔営業時間　月～金(休祭日除く)9:00～12:00および13:00～17:00〕
※ 音声ガイダンスが流れますため,「【別紙】要件別の問い合わせ一覧」をご参照のうえ,ご連絡いただきますようお願いいたします。
メール　「【別紙】要件別の問い合わせ一覧」をご参照のうえ,ご連絡いただきますようお願いいたします。

3-2　当社（一般送配電事業者）の実施事項（1/2）

■ 当社は、利用事業者が接続（外部接続）に伴う運用において、SM通信NW等の適正かつ円滑な利用を確保するため、3-1セキュリティ基本要件に基づき、以下の事項を遵守することとする。なお、当社の連絡窓口は受電点事業者とする。

実施項目	実施概要
連絡体制等の構築	・ 特定計量システムや電力SMシステムの安全性・安定性を損なう恐れがある事態（セキュリティインシデントや無線端末紛失、認証情報漏洩　等）が発生又は発覚した場合、その事態に対処する手順や実施体制等について、利用事業者と当社間で事前に合意形成する。

外部接続基準・ガイドライン（別紙）

当社・利用事業者間の合意事項（1/2）

■ 下表の合意形成の内容について合意することとする。

実施項目	合意形成（合意事項）の内容
連絡体制等の構築	・ 受電点事業者から当社への連絡先（TEL：03-3509-1709）

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.　　無断複製・転載禁止　東京電力パワーグリッド株式会社

2-3-1.特定計量システムの利用に際して必要となる技術要件

- 特定計量システムの利用に際して、特定計量システム外部接続基準・ガイドラインに記載する技術要件を満たしていただきます。
- 必要となる技術要件については、 14ページに掲載しておりますリンク先から当該基準・ガイドラインをご参照ください。
- なお、特定計量システムの利用にあたって、当該基準・ガイドラインには当社と利用事業者の間で必要な合意事項が記載されており、当該合意事項について利用事業者から承諾をえていただきます。
- また、特定計量システムに関するセキュリティインシデント等の発生時における当社との連絡窓口については受電点事業者に担っていただきます。

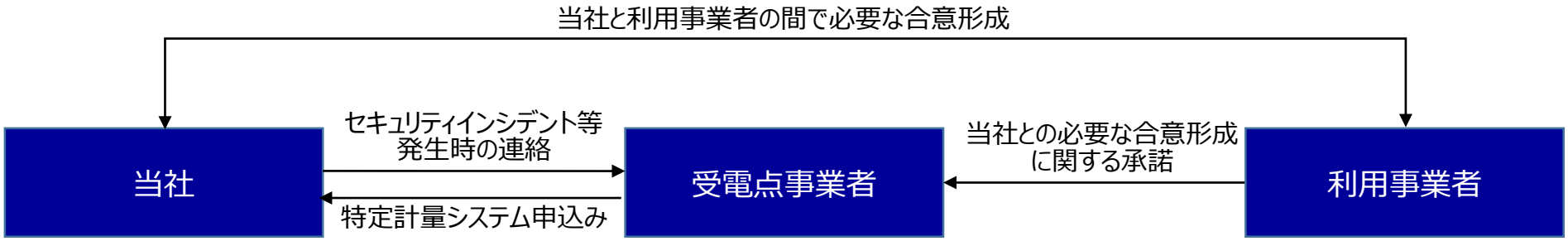

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.
無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社

3-1.特定計量システムの申込種別について

3-2.加入（計器新設）申込みについて

3-3.解約申込みについて

3-4.契約追加（既設計器）申込みについて

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.
無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社

3-1-1.特定計量システムの申込種別について

■　各種申込みパターンの例は以下のとおりです。

申込種別	具体的な申込みケース	【参考】特定計量（IoTルート）運用ガイドライン表記
加入 （計器新設）	• 新たに特定計量システムの利用を開始したい場合（同一供給地点において新たに機器点を追加したい場合を含む） • 受電点契約スイッチング（以下「SW」という。）後も引続き特定計量システムを利用したい場合（申込者はSW後の受電点事業者となる） • 受電点契約再点に伴い再度特定計量システムを利用したい場合	新設
解約	• 特定計量システムの利用を終了したい場合（同一供給地点にある複数機器点の内、一部機器点の利用を終了したい場合を含む） • サービスの一部廃止をする場合（「パターン１＋パターン２⇒パターン２」等） • パターン１において機器点リソースの種類を一部廃止する場合（「需要＋発電⇒発電のみ」） • 受電点託送契約の廃止またはＳＷを行う場合	廃止
契約追加 （既設計器）	• サービスの追加をする場合（「パターン１⇒パターン１＋パターン２」） • パターン１において機器点リソースの種類を追加する場合（「需要のみ⇒需要＋発電」）	登録情報変更

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.　無断複製・転載禁止　東京電力パワーグリッド株式会社

3-1-1.特定計量システムの申込種別について

■　各種申込みパターンの例は以下のとおりです。

申込種別	具体的な申込みケース	【参考】特定計量（IoTルート）運用ガイドライン表記
解約と加入（計器新設）の両方が必要な場合	• 特例計量器等や無線端末等の設備取替を実施する場合 例：無線端末を取り替える場合、利用中機器点の解約申込の上、加入（計器新設）申込が必要となります（新規ご利用開始申込の際に、無線端末ID等を取替後の情報に更新してご入力ください）。 • サービスの変更を行なう場合（「パターン１⇒パターン２」、「パターン２⇒パターン１」） 例：「パターン１」から「パターン２」に利用サービスを変更したい場合、利用中機器点の解約申込の上、パターン２の加入（計器新設）申込が必要となります。 • パターン１において機器点リソースの種類を変更する場合（「需要のみ⇒発電のみ」、「発電のみ⇒需要のみ」） 例：「需要のみ」から「発電のみ」に機器点リソースの種類を変更したい場合、利用中機器点の解約申込の上、加入（計器新設）申込が必要となります（新規ご利用開始申込の際に、『機器点リソースの種類』の項目を「発電のみ」にご選択ください）。 • 機器点の情報が変更となる場合（連絡先、認証パスワード等の変更）	廃止・新設

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.　無断複製・転載禁止　東京電力パワーグリッド株式会社

3-2-1.加入（計器新設）申込みに際しての要件

■ 加入（計器新設）申込みにあたり、主な利用要件は以下のとおりです。

■ その他詳細な利用要件については、14ページに掲載しておりますリンク先から「取引規程（需給調整市場）」または「機器点電力量値提供に係る利用規約」をご参照ください。

＜主な利用要件＞

■ 受電点事業者がサービスの利用申込みを行なうこと。

■ 「特定計量制度に係るガイドライン」、「特定計量（IoTルート）運用ガイドライン」にもとづく機器点計量器等が設置されること。また、経済産業大臣へ必要な届出を実施済みであること。

■ パターン１に該当する場合は、以下の要件も遵守していただく必要があります。

・当社が受電点事業者または取引会員へ本サービスの利用に必要な需要者または発電者に関する事項について提供することおよび当社が提供を受けることについて需要者および発電者が承諾していること。

・受電点事業者、取引会員、需要者、発電者が関係法令および関係ガイドラインを遵守すること。

■ なお、パターン２に該当する場合は、以下の要件も遵守していただく必要があります。

・受電点事業者が需要者および利用事業者から機器点電力量提供に係る利用規約の遵守について承諾をえていること。

・当社が本サービスの利用に必要な機器点使用電力量等の情報を受電点事業者に対して提供することおよび受電点事業者から受領することについて需要者が承諾していること。

・受電点事業者、需要者および利用事業者が関係法令および関係ガイドラインを遵守すること。

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.

無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社

3-2-2.加入（計器新設）申込みに際しての留意点

➢ 利用申込みに際しての留意点

■ 利用申込みにあたり、主な留意点は以下のとおりです。

■ その他詳細な留意点については、 14ページに掲載しておりますリンク先から「取引規程（需給調整市場）」または「機器点電力量提供に係る利用規約」をご参照ください。

＜主な留意点＞

■ サービス成立までお時間をいただく場合について
サービスの申込み後、本サービスの成立までにお時間を頂戴する場合があります。その際は、受電点事業者に対し事前にお知らせいたします。（例：IoTルートに対応するスマートメーターの在庫が不足している場合など）

■ 申込みをお断りする条件
ご利用に際し、以下の条件に該当する場合は、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。
・自動検針の対象外の地点である場合
・IoTルートへ接続するために必要な当社機器が取替できない場合
・IoTルートに対応する計量器のラインナップが無い場合
・その他当社が本サービスを提供できないと判断した場合

■ 不具合発生時の対応
当社が設置した計量器またはネットワークに不具合があり、本サービスをご利用いただけない旨の連絡をいただいた場合、当社はすみやかに適切な措置を講じます。なお、措置を講じた場合でも、不具合が解消されないことがあります。

■ 予備送電サービスにおける計量器の設置台数
常時の接続送電サービスとは異なる電力SMで予備送電サービスを計量している場合であっても、接続可能な特例計量器等の台数は4台までとします。

■ 分割接続供給等の地点における申込み
分割接続供給等の地点は各機器点に対して片方の受電点事業者からの申込みとさせていただきます。なお、同一機器点に関して異なるサービス利用の申込みを行なう際は、サービスの分類に関係なく同一の受電点事業者から申込みをお願いします。

3-2-2.加入（計器新設）申込みに際しての留意点

＜通信確認における主な留意事項＞

① 開始希望日の3営業日前までにIoTルートを開通させるため、受電点事業者は利用事業者と連携いただき、利用事業者はサービス提供開始までの期間で通信状況をご確認いただくこと。

② 通信の不具合が発生した場合、受電点事業者は、本サービスを利用するために必要な特例計量器等・無線端末・その他付随して必要となる全ての機器等に故障や設定の誤りがないことを確認し、本サービスの利用ができない場合に当社にその旨を通知いただくこと。

③ ②の対応状況によっては必要に応じて当社とサービス提供開始日を再協議すること。

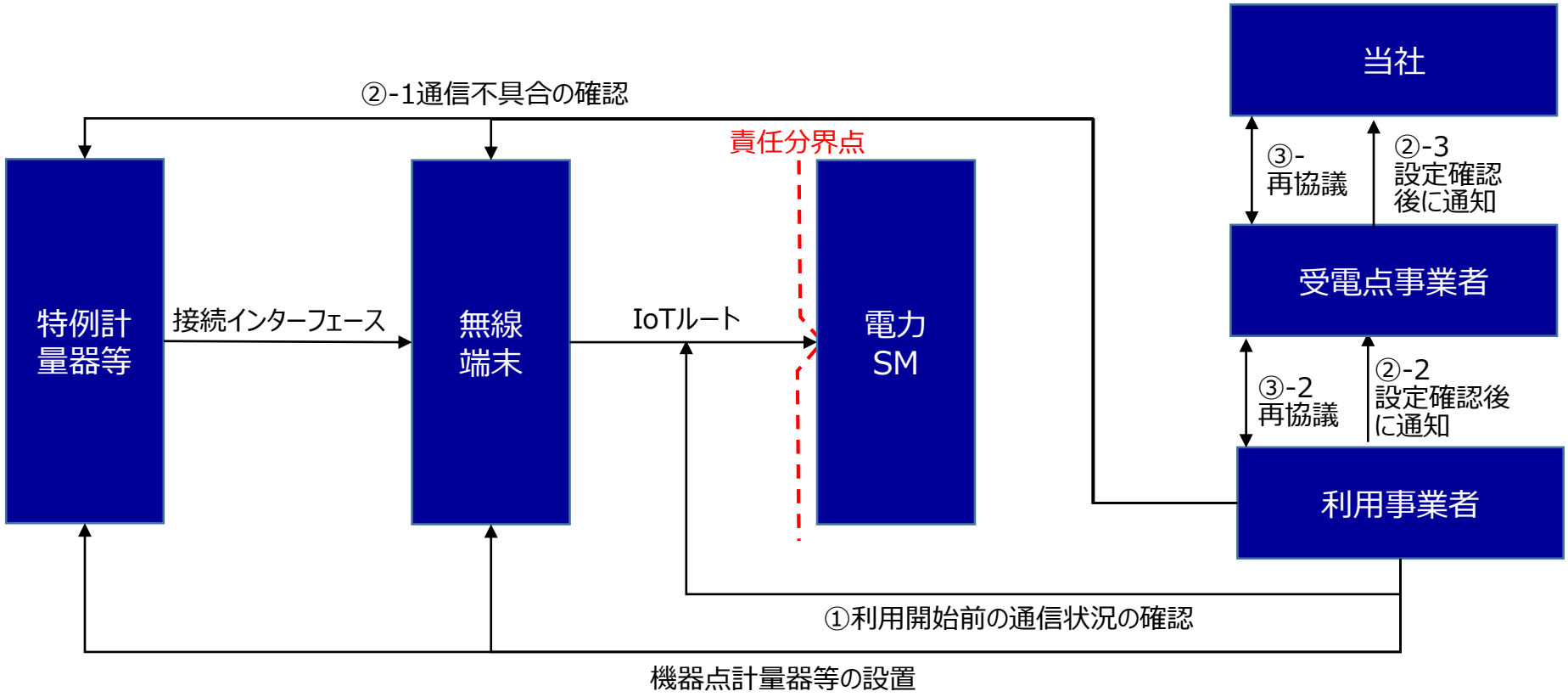

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.
無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社

3-2-2.機器点の加入（計器新設）申込みに際しての留意点（パターン１）

- ■ 以下のパターン１参入条件に該当していない場合、機器点でパターン１として需給調整市場へ参入することはできません。
- ■ 以下のパターン１参入条件は受電点事業者からIoTルート開通申込をいただいた時点で確認し、**いずれかの条件**に該当していないことを確認した場合は**受付をお断りさせていただきます**。
- ■ なお、需給調整市場参入の際の事前審査でも、パターン１参入条件に該当していないことを確認いたします。
- ■ 詳細な参入条件はから「取引規程（需給調整市場）」を参照ください。

➢ パターン１参入条件

1. 受電点で託送供給等約款に定める需要抑制量調整供給契約を実施していないこと
2. 受電点で需給調整市場へ参入していないこと
3. 受電点で余力活用に関する契約を締結していないこと
4. 本申込みにおける機器点が再生可能エネルギーの固定価格買取制度で取引する電力量を用いていないことおよび、再生可能エネルギーの固定価格買取制度で取引する電力量と調整電力量の切り分けができない配線になっていないこと
5. （本申込における機器点電圧が低圧かつ、受電点電圧が低圧の場合）受電点で発電量調整供給契約を締結している場合、発電バランシンググループと需要バランシンググループが同一事業者であること
6. （受電点が分割供給地点の場合）本申込における機器点でパターン１・パターン２を申込する場合、同一の事業者からの申込であること
7. 受電点に属する機器点が複数ある場合、すべての機器点の特例計量器等が並列接続となっていること

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.　無断複製・転載禁止　東京電力パワーグリッド株式会社

3-2-2.機器点の加入（計器新設）申込みに際しての留意点（パターン１）

■ パターン１参入条件「7.受電点に属する機器点が複数ある場合、すべての機器点の特例計量器等が並列接続となっていること。」について、参入可となるケース、参入不可となるケースについては以下のとおりです。

【m1が既設の場合】

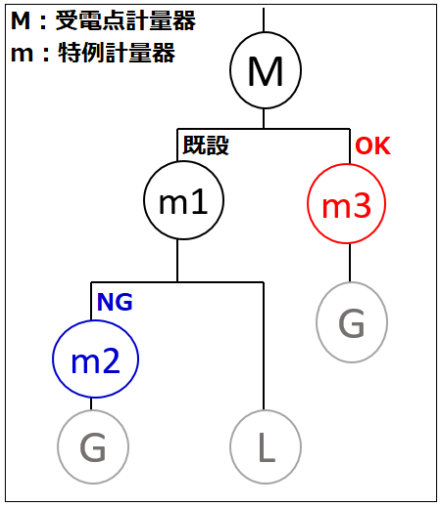

m1：既設
m2：m1と並列接続ではなく、直列接続となっているため**参入NG**
m3：m1と並列接続であるため**参入OK**

【m2が既設の場合】

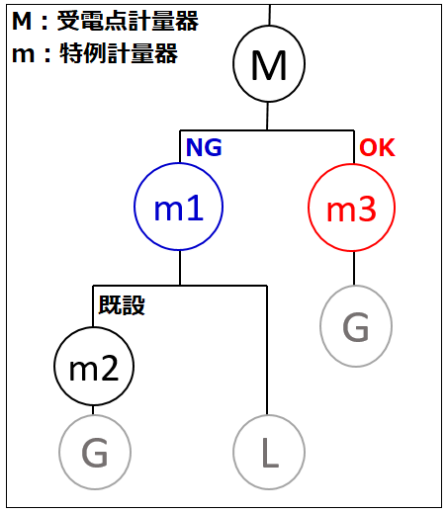

m1：m2と並列接続ではなく、直列接続となっているため**参入NG**
m2：既設
m3：m2と並列接続であるため**参入OK**

【m3が既設の場合】

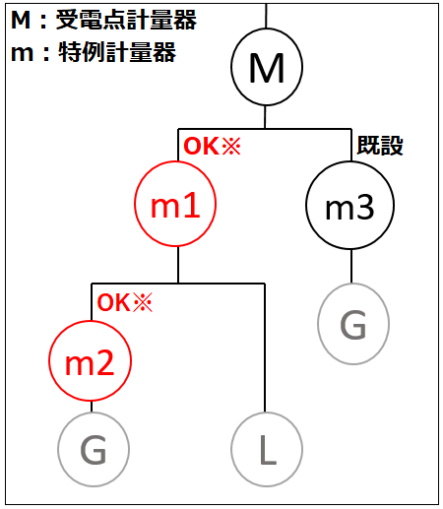

m1：m3と並列接続であるため**参入OK**
m2：m3と並列接続であるため**参入OK**
m3：既設
※m1とm2両方の設置は**参入NG**

【m2とm3が既設の場合】

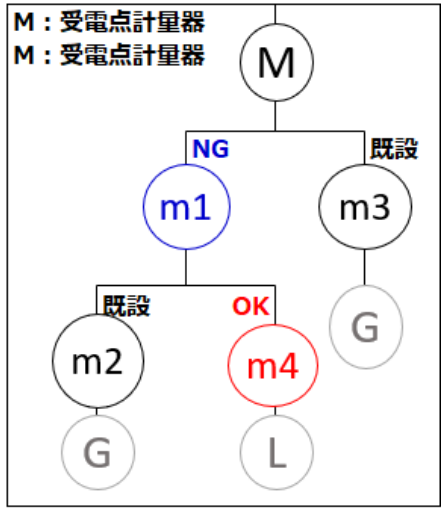

m1：m3とは並列であるが、m2とは並列でないため**参入NG**
m2：既設
m3：既設
m4：m2、m3両方と並列接続であるため**参入ＯＫ**

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.
無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社

3-2-3.加入（計器新設）申込みに際してのお願い事項（機器点計量器等の設置）

■ 利用申込みは、IoTルート開通作業を円滑に実施するため、原則、機器点計量器等の設置後に実施してください。

■ また、無線端末の設置場所については、以下を参照のうえ通信が到達できる箇所へ設置してください。

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋

■推奨される無線端末の設置場所

○920MHz帯無線方式「Wi-SUN Enhanced HAN方式」

■ 電力SMからの距離が近く、壁等の遮蔽物が少ない場所（部屋）への設置が望ましい。

- 電力SMと無線端末の距離が離れたり、間に遮蔽物があると、信号は減衰する場合がある。
- 金属や断熱材の遮蔽物は減衰が大きい場合がある。

■ 無線端末設置場所において電波強度を測定した場合、Wi-SUN Allianceが定める受信感度である-88dBm以上の通信強度が確保されることが求められる。

■ 利用事業者は、無線端末設置場所を電力SM設置場所との関係からより強い電波強度が得られる場所に設置することを推奨する。

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.

無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社

3-2-4.加入（計器新設）申込みの方法等

➢ 加入（計器新設）申込みと申込み方法

- 加入（計器新設）申込みは、新たに機器点で特定計量システムの利用を希望する際に必要となる申込みです。（具体的な申込みパターンは3-1-1“特定計量システムの申込種別について”を参照）
- 申込みにあたっては、あらかじめ希望するサービスに応じて、「取引規程（需給調整市場）」または「機器点電力量提供に係る利用規約」に同意のうえ、当社のWeb申込システムから申込みいただく必要があります。なお、申込みは、**機器点単位**でいただくものとします。（例：１供給地点に４つの機器点の新設を希望する場合は、１申込みで４機器点の同時申込が可能です。）
- 機器点計量器等が設置済みの前提で、**回線使用開始希望日の10営業日前まで**に申込みをいただく必要があります。

  ※特定計量システムの利用に際して、IoTルートに対応するスマートメーターへ取替が必要となる場合等、10営業日までに申込みをいただいたとしても回線使用開始希望日に使用開始できない場合があります。
- 臨時接続送電サービスまたは、電灯定額接続送電サービス・電灯標準接続相談サービス（未計器の場合のみ）については特定計量システムによるお申込み対象外となるため、お申込みをご希望の場合は当社問い合わせ先にお問合せください。
- 申込みにあたり、ご不明な点がありましたら、当社問い合わせ先にお問合せください。

特定計量Web申込システム

加入（計器新設）申込み時に必要となる情報	
需要者名	認証パスワード（16桁）
需要場所住所	サービスパターン
供給地点特定番号	受電点事業者名
サービス開始希望日	受電点事業者のご担当者名
計器取付年月日	受電点事業者の連絡先
特例計量器ID（14桁）	受電点事業者のメールアドレス
無線端末ID/認証ID（14桁）	通知メール受信希望有無

無断複製・転載禁止　東京電力パワーグリッド株式会社

3-2-4.加入（計器新設）申込みの方法等

➢ 加入（計器新設）申込みを行なう際の注意事項

- ■ 分割接続供給等により１地点に複数受電点事業者が存在する場合で、同一機器点に関してサービス利用の申込みを行なう際は、サービスの分類に関係なく、事前に受電点事業者間で調整のうえ、同一の１受電点事業者から申込みをお願いします。
- ■ パターン１の場合、受電点事業者からの特定計量システムの利用申込みに加え、アグリゲーターから調整力契約の申込みも実施いただく必要があります。
- ■ 本サービスの利用が開始される前に申込みの取下げを希望する場合は、当社へすみやかに連絡いただく必要があります。
- ■ また、本サービスの利用開始前に調整力契約申込みの取下げを希望する場合は、特定計量システムの利用申込みについても、取下げの連絡を当社へすみやかにいただく必要があります。

パターン１の場合に必要となる申込み

※調整力契約の申込取下げ時は、受電点事業者から特定計量システムの利用申込みについて取下げが必要となります。

分割接続供給等の地点における申込み可否

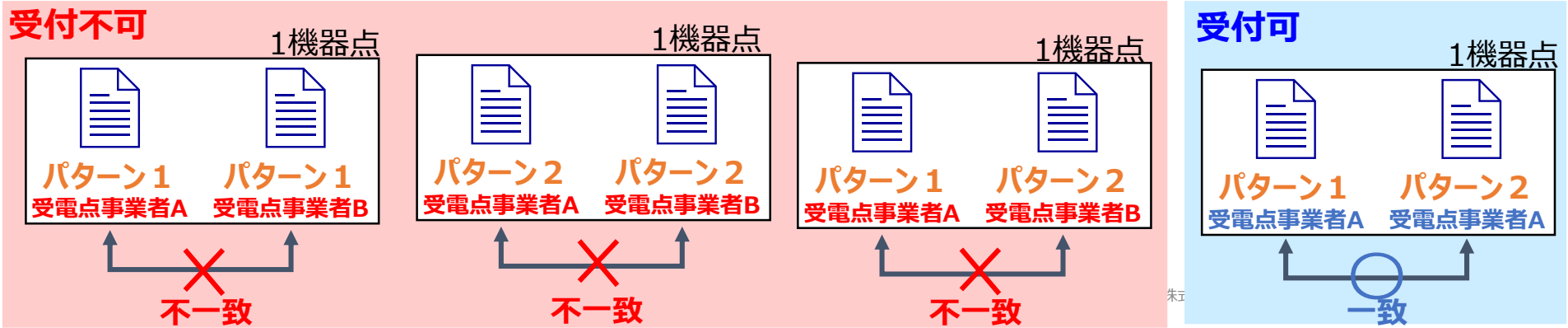

3-2-4.加入（計器新設）申込みの方法等

➢ 加入（計器新設）申込みを行なう際の注意事項

- ■ 受電点契約が、アンペアブレーカー契約または主開閉器契約の場合は、特例計量器を契約ブレーカーの電源側に接続することは不可となります。必ず、契約ブレーカーの負荷側の機器点に取付をお願いいたします。
- ■ 受電点契約が、実量契約の場合で負荷設備基準による設備形成を希望されている場合は、契約変更申込を実施いただき、落成受付後に、加入（計器新設）申込をお願いいたします。なお、その場合のサービス開始希望日は、送電確定日以降を希望日として申込をお願いいたします。

【アンペアブレーカー契約の場合】

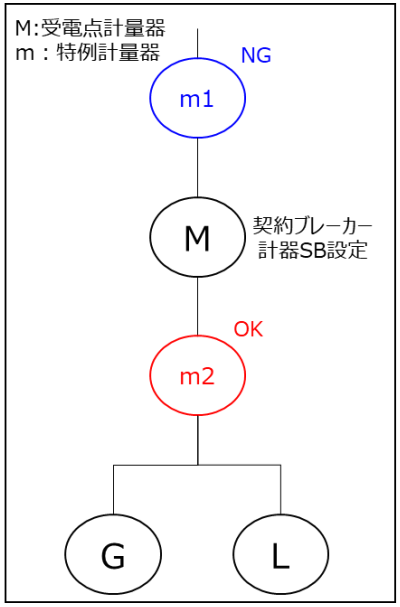

m１：契約ブレーカーの電源側接続となるため**参入NG**
m２：契約ブレーカーの負荷側接続は**参入OK**

【主開閉器契約の場合】

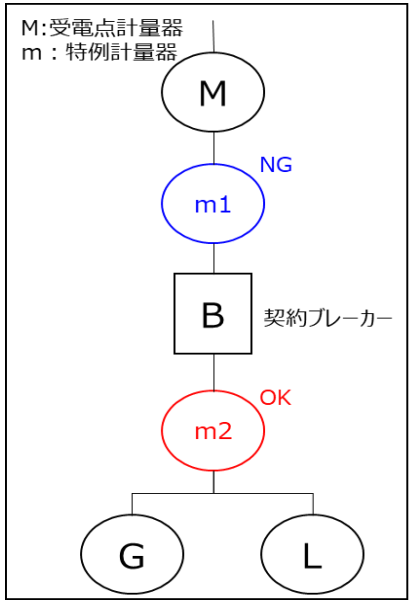

m１：契約ブレーカーの電源側接続となるため**参入NG**
m２：契約ブレーカーの負荷側接続は**参入OK**

【実量契約の場合】

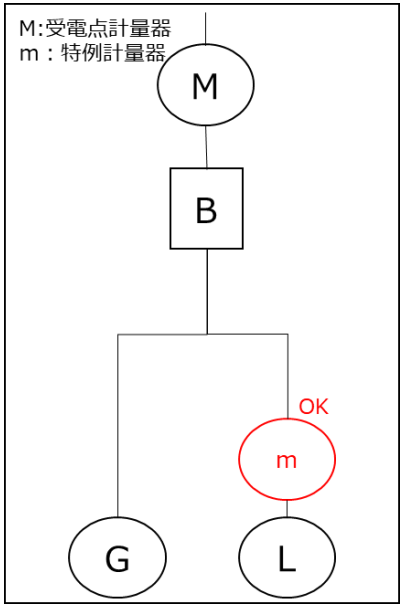

m：負荷設備基準による設備形成の場合は、負荷設備の再算定が必要なため契約変更申込をいただき**参入OK**

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.
無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社

➢ 加入（計器新設）申込みを行なう際の注意事項

- 特例計量器（特定計量器含む）の取付に伴い、お客さまの屋内配線工事発生する場合は、「申込者さま入力欄」へ屋内配線工事の有無を記載のうえ、申込をお願いいたします。
- 特定計量器の取付かつ変成器の取付を行う場合は、「申込者さま入力欄」へ変成器の取付有りおよび乗率を記載のうえ、申込をお願いいたします。

【屋内配線工事無し・変成器取付有り】

■ご連絡事項

申込者さま入力欄	※500文字以内で入力ください。(改行も1文字となります) 屋内配線工事無し、変成器取付有り、乗率60倍 (全角)

【屋内配線工事有り・変成器取付無し】

■ご連絡事項

申込者さま入力欄	※500文字以内で入力ください。(改行も1文字となります) 屋内配線工事有り (全角)

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.

無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社

3-2-5.加入（計器新設）申込みのフロー

【凡例】
- 当社
- 受電点事業者
- 利用事業者

特定計量システム 加入（計器新設）申込み

・希望するサービスに応じ、「取引規程（需給調整市場）」または「機器点電力量提供に係る利用規約」に同意いただきます。
・開始申込みについては、開始希望日の**10営業日前まで**に申込みいただく必要があります。
・受電点事業者は、当社のWeb申込システムから申込みを行なっていただきます。

承諾および工事日連絡

・パターン２の場合は、申込承諾をもってサービス成立となります。
　ただし、パターン１の場合は、調整力契約の締結をもって契約成立となります。
・あわせて、ペアリングID（Pairing ID）を通知します。
・計量器取替工事がある場合は、パターン２の利用開始日または、パターン１におけるIoTルート開通日を調整する場合があります。

計量器工事が発生した場合

計量器取替工事

・IoTルートを構築できない計量器が取り付けられている場合、IoTルートに対応するスマートメーターへ取替工事を行ないます。

IoTルート開通作業

・パターン１の場合、申込時にいただく開通希望日までにIoTルートを開通します。
・パターン２の場合、利用開始日から起算して4営業日前までにIoTルートを開通します。

通信状態確認

・受電点事業者は利用事業者と連携いただき、利用事業者は、通信の到達状況を確認していただきます。

不具合が発生した場合

不具合解消対応

・利用事業者は、通信の不具合が発覚した場合、原因の究明と不具合解消のための対応をしていただきます。

不具合連絡

・受電点事業者は、通信の不具合の原因究明と不具合解消のための対応をしてもなお、不具合が解消しない場合は、当社へ連絡していただきます。

不具合解消対応

・受電点事業者からの問い合わせを受け、通信状況の確認を行ないます。確認結果より、当社設備に不具合が発覚した場合、不具合解消のための対応を行ないます。

サービス開始日調整

・パターン２の場合、通信不具合によりあらかじめ定めた日に開始できないことが明らかになった際は、受電点事業者へ通知し、改めてサービス開始日を定めます。

お知らせ通知

・パターン１の場合、手続き完了の連絡と機器点特定番号をお知らせいたします。
・パターン２の場合、サービス利用開始日と機器点特定番号をお知らせいたします。

サービス開始

※ やむをえない理由により、あらかじめ定めた日にパターン２の利用を開始できない、または、パターン１におけるIoTルートの開通ができないことが明らかになった場合は、その旨を受電点事業者へ通知し、受電点事業者と協議によりサービスの開始日またはIoTルートの開通日を定めます。

3-3-1.解約申込みの方法等

➢ 解約申込みと申込み方法

- 解約申込みとは、特定計量システムの利用廃止や特例計量器等および無線端末を取替する場合、または一部サービスの廃止等の際に必要となる申込みです。（具体的な申込パターンは3-1-1“特定計量システムの申込種別について”を参照）
- 申込みにあたっては、当社のWeb申込システムから、**終了希望日の10営業日前まで**に申込みをいただく必要があります。なお、申込みは**機器点単位**でいただくものとします。（例：1供給地点に４つの機器点が存在する場合で、全ての機器点を廃止したい場合は、１申込みで４機器点の同時申込が可能です。）
- 臨時接続送電サービスまたは、電灯定額接続送電サービス・電灯標準接続相談サービス（未計器の場合のみ）については特定計量システムによるお申込み対象外となるため、お申込みをご希望の場合は当社問い合わせ先にお問合せください。
- 申込みにあたり、ご不明な点がありましたら、当社問い合わせ先にお問い合わせください。

特定計量Web申込システム

解約申込み時に必要となる情報	
需要者名	廃止するサービス（パターン）
需要場所住所	受電点事業者名
供給地点特定番号	受電点事業者のご担当者名
機器点特定番号	受電点事業者の連絡先
サービス廃止希望日	受電点事業者のメールアドレス
計器取外年月日	通知メール受信希望有無

無断複製・転載禁止　東京電力パワーグリッド株式会社

3-3-1.解約申込みの方法等

➢ 解約申込みの際の注意事項

- ■ パターン１の場合、受電点事業者からの特定計量システムへの解約申込みに加え、アグリゲーターから調整力契約に関する変更またはリソースの削除申込みを実施いただく必要があります。
- ■ 本サービスが廃止となる前に申込みの取下げを希望する場合は、当社へすみやかに連絡いただく必要があります。

パターン１の場合に必要となる申込み

➢ 受電点託送契約の廃止（撤去）またはＳＷ時の扱い

- ■ 受電点における託送契約の廃止（撤去）またはSWを行う場合は、原則、解約申込みを実施いただくようお願いいたします。
- ■ 解約申込みが確認できない場合は、廃止（撤去）またはSWの異動月日と同日で特定計量システムの利用は終了させていただきます。
- ■ なお、再点またはSW後にも、引き続き特定計量システムを利用する場合は、加入（計器新設）申込みが必要となります。

廃止･SWする託送契約	特定計量システムの利用を終了するサービス
接続供給契約	パターン１・２
発電量調整供給契約	パターン１ （同一機器点でパターン１・２の利用がある場合において、パターン２は終了しません。）

3-3-2.解約申込みのフロー

【凡例】
- 当社
- 受電点事業者
- 利用事業者

特定計量システム解約申込み

- 特定計量システムの利用終了や、特例計量器等または無線端末の取替、特例計量器等の計量する潮流方向やリソース、サービスを変更する場合、事前の解約申込みが必要となります。
- 解約申込みについては、終了希望日の**10営業日前まで**に申込みいただく必要があります。
- 申込方法は当社のWeb申込システム、申込みをお願いします。

申込内容の確認

- Web申込システムの終了希望日等の情報を確認いたします。また、申込内容に不備があった場合、受電点事業者へ差し戻しのうえ修正の依頼を実施いたします。
- 特例計量器等または無線端末の取替、特例計量器等の計量する潮流方向やリソース、サービスの変更に伴う廃止申込みで取替後の設備情報にて新設申込みがあった場合は、新設申込みの内容を審査いたします。

廃止日（取替日・SW日）

IoTルート閉塞作業

- 当社は、システム処理等により廃止予定日にてIoTルート閉塞処理を実施いたします。
- なお、特例計量器等または無線端末の取替、特例計量器等の計量する潮流方向やリソース、サービスの変更や受電点契約の廃止再点またはSWに伴う廃止申込みにて、引き続き特定計量システムを利用希望の場合で、受電点事業者（SWの場合はSW後の受電点事業者）から事前に新設申込みがあった場合、IoTルートの閉塞処理等は実施いたしません。

特例計量器等撤去・取替工事

- 特例計量器等の撤去に伴う解約の場合、廃止日翌日以降に特例計量器等を取り外していただきます。
- 特例計量器等の取替に伴う解約の場合、廃止日に特例計量器等の取替を実施していただきます。

確定使用量メッセージ作成および送付

- パターン２の場合、廃止日０時までの確定使用量メッセージを作成いたします。
  また、特例計量器等の取替に伴う廃止の場合も同様に、廃止日０時までの確定使用量メッセージを作成いたします。
- 廃止日後4営業日までに、受電点事業者へ作成した確定使用量メッセージを送付いたします。
- なお、パターン１の受電点事業者について、確定使用量メッセージの作成および送付はございません。

特定計量システムの利用終了※

※引き続き特定計量システムを利用希望の場合は、あらかじめ新設申込みが必要となります。
この場合、特定計量システムを引き続き利用いただけます。

Reserve

3-4-1.契約追加（既設計器）申込みの方法等

➢ 契約追加（既設計器）申込みと申込み方法

- 契約追加（既設計器）申込みとは**受電点の契約情報に変更がなく、サービスを追加する場合やパターン１において機器点リソースの種類を追加する場合**に必要となる申込みです。（具体的な申込みパターンは3-1-1“特定計量システムの申込種別について”を参照）
- 申込みにあたっては、当社のWeb申込システムから 希望日の**10営業日前までに**あらかじめ申込みをいただく必要があります。なお、申込みは**機器点単位**でいただくものとします。
  （例：1供給地点に４つの機器点が存在する場合で、全ての機器点にサービスを追加する場合は、 １申込みで４機器点の同時申込が可能です。）
- 臨時接続送電サービスまたは、電灯定額接続送電サービス・電灯標準接続相談サービス（未計器の場合のみ）については特定計量システムによるお申込み対象外となるため、お申込みをご希望の場合は当社問い合わせ先にお問合せください。
- 申込みにあたり、ご不明な点がありましたら、当社問い合わせ先にお問合せください。

特定計量Web申込システム

契約追加（既設計器）申込み時に必要となる情報	
需要者名	受電点事業者名
需要場所住所	受電点事業者のご担当者名
供給地点特定番号	受電点事業者の連絡先
機器点特定番号	受電点事業者のメールアドレス
サービス開始希望日	通知メール受信希望有無
追加するサービス（パターン）	－

無断複製・転載禁止　東京電力パワーグリッド株式会社

3-4-2.契約追加（既設計器）申込みのフロー

【凡例】
- 当社
- 受電点事業者

特定計量システム 契約追加（既設計器）申込み

・サービスを追加する場合やパターン１において機器点リソースの種類を追加する場合は、変更希望日の10営業日前までに、当社のWeb申込システムから申込みを行なっていただく必要があります。
・すでに特定計量システムによるサービス利用中の受電点に、新規にパターン１もしくはパターン２のサービスを追加する申込みの場合は、加入（計器新設）にて申込をお願いいたします。

↓

申込受付連絡

・申込みに不備が無いことを確認次第、当社より受付完了の連絡をいたします。

↓

サービス追加を実施

・当社内で登録しているお客さまの各種情報を、申込内容に則して変更いたします。
・契約追加（既設計器）の申込みでは、当社側での工事は実施しません。

↓

サービス追加処理 完了

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.
無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社

4-1.特定計量システムを用いたサービス内容

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.
無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社

4-1-1.電力量算定の単位および提供桁数（全体）

➢ 電力量の算定

- ■ 電力量の算定単位は機器点単位とします。
- ■ 当社から受電点事業者に対しての特例計量器等の30分値提供桁数は、電力広域的運営推進機関にて定める電気事業者間のシステム連携に係る規格等に従い、以下のとおりとします。（なお、パターン１での提供については取引規程を参照。）

機器点の電圧区分	特例計量器等の30分電力量提供桁数※1
機器点低圧※2	最大６桁（小数点以下含む）
機器点高圧※3	最大６桁（整数のみ）

※１　特例計量器等から無線端末へ９桁（整数６桁・小数３桁）で連携。無線端末で８桁（整数５桁・小数３桁）へ変換（上１桁目を削除）し、電力SMシステムへ連携。最大６桁に変換し公開サーバ経由で、受電点事業者へ提供。（受電点事業者に提供するのはパターン２のみとなります。）

※２　機器点における電圧が600ボルト（直流の場合、750ボルトとする。）以下のもの。

※３　機器点における電圧が600ボルト（直流の場合、750ボルトとする。）を超えるもの。

➢ 欠測補完

- ■ パターン１において、受電点事業者にて欠測補完対応が必要となります。
- ■ パターン２において、欠測補完対応は実施いたしません。

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.　　無断複製・転載禁止　東京電力パワーグリッド株式会社

4-1-2.電力量の算定（パターン１）

- 機器点電力量の算定期間は、供給/受電地点の算定期間にかかわらず、原則として前月1日から前月末日までとなります。
- ただし、パターン１を新たに開始する場合の機器点電力量の算定期間は、調整力活用の開始日から当該月の末日までの期間となります。
- また、パターン１を終了する場合の機器点電力量の算定期間は、当月１日から調整力活用の終了日までの期間となります。

＜通常ケース：月内に開始･終了等が発生していない場合＞

機器点電力量の算定期間は、前月１日から前月末日（**供給地点･受電地点の算定期間を問わない**）

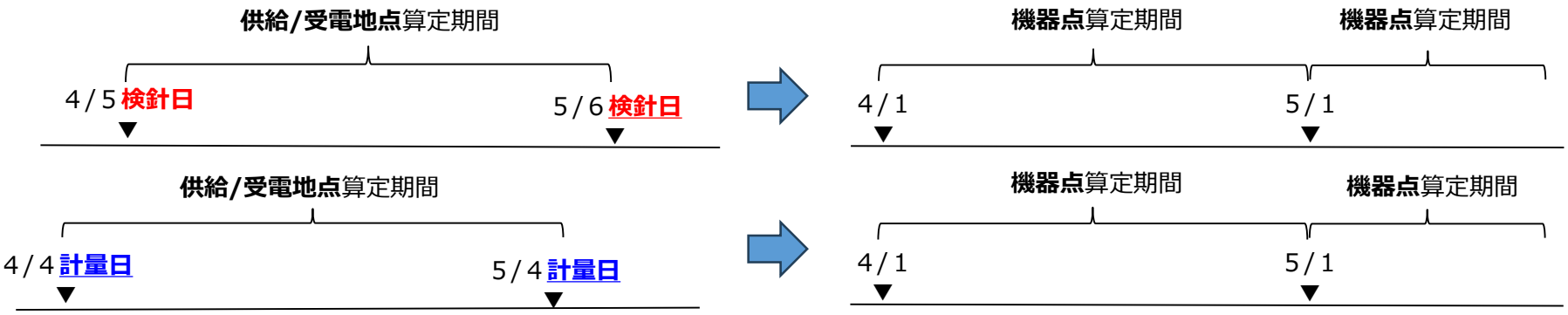

＜例外ケース：月内に開始または終了等が発生した場合＞

※以下、４/15にパターン１を開始するケースおよび４/20にパターン１を終了するケースを示す

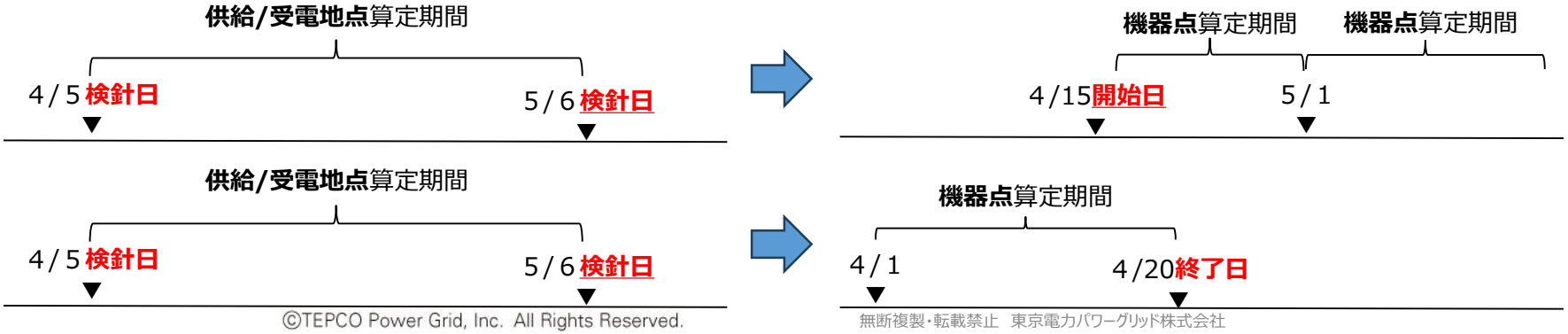

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.
無断複製･転載禁止　東京電力パワーグリッド株式会社

4-1-2.電力量の算定（パターン１）

- 本来、特定計量システムの廃止時は受電点事業者から廃止申込みいただく必要がありますが、供給地点における接続供給契約または受電地点における発電量調整供給契約の廃止（撤去）またはSW申込みのみいただいた場合は、当社で廃止（撤去）またはSWの異動月日により特定計量システムの廃止登録を行います。
- 受電点事業者から接続供給契約の廃止（撤去）またはSW異動月日の変更申込みをいただいた場合、変更申込みから異動月日までに一定の期間がある場合は当社にて特定計量システムの廃止日変更を行いますが、変更申込みから異動月日までに一定の期間がない場合は、特定計量システムのみ変更前の廃止異動月日をもって廃止となります。

＜変更申込みから託送契約廃止（撤去）・SW異動月日までに一定の期間がある場合＞

当社にて、特定計量システムの廃止日変更登録を行います。

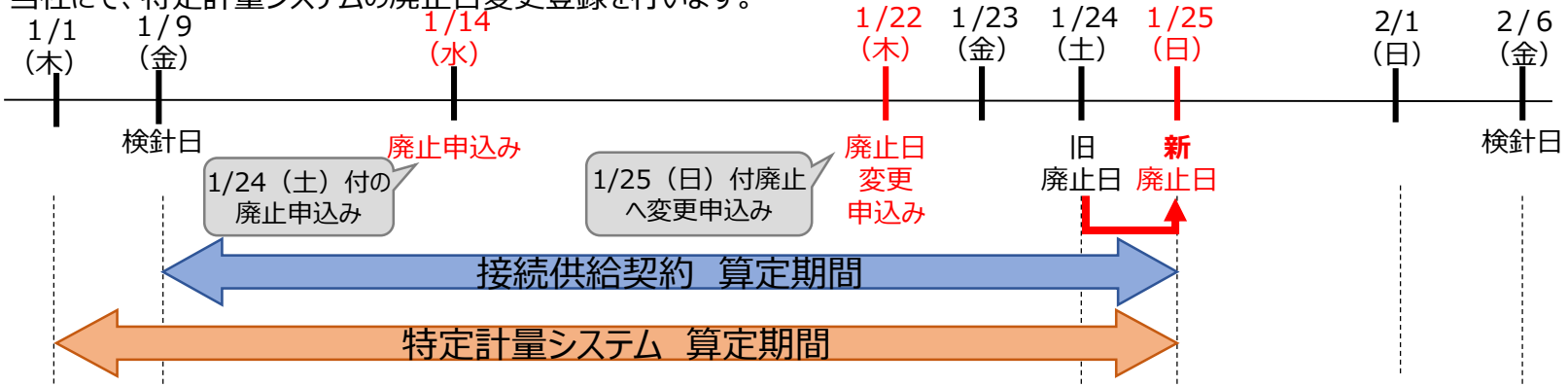

＜変更申込みから託送契約廃止（撤去）・SW異動月日までに一定の期間がない場合＞

当社にて、特定計量システムの廃止日変更ができかねるため、旧廃止日で特定計量システムは終了します。

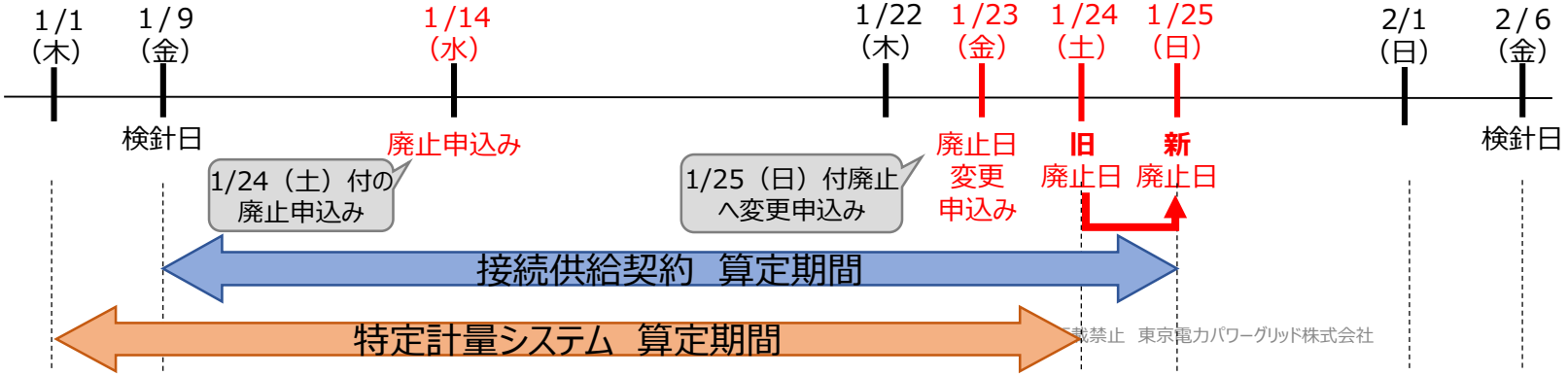

禁止　東京電力パワーグリッド株式会社

4-1-2.電力量の算定（パターン１）

- 機器点電力量は、機器点ごとに、30分ごとに算定します。
- ただし、IoTルートを介して当社へ伝送された検針データが欠測の場合、当社は受電点事業者へ当該欠測を補完するデータの提出を依頼し、当該欠測の解消を行ないます。（解消方法の詳細については5-1-1 “サービス利用に際しての留意点（パターン１）”をご確認ください）
- なお、当社が定める期日までに補完データの提出が無い場合、当社は当該欠測コマの機器点電力量を24時間フラットプロファイリングにより均等配分補正し算定します。
- また、長期間にわたる欠測等により均等配分補正が実施できない場合、当該欠測コマの機器点電力量は０kWhとして取り扱います。

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋

2-2 特定計量システムにおける主な運用ルール

- 特定計量システムにおける主な運用のルールは以下のとおり
  - 無線端末は、定期的に特例計量器等から検針データを収集・蓄積し、定期的に電力SMシステムに送信する。
    - ※ 無線端末のIoTルート経由の通信は、HESとの通信に限定し、その他のドメイン(他の無線端末-電力SM間のIoTルートも含む)との直接的な通信はすべて遮断すること。
  - 無線端末は、電力SMシステムからの要求により、蓄積した検針データを電力SMシステムに送信する。
  - 電力SMシステムで収集した特例計量器等の検針データは、託送業務システムに送信される。
    - ※ IoTルートの開通前（特例計量器等の取付時～初回30分値連携まで）及び、解約後（特例計量器等の最終30分値連携後～撤去時）の特例計量器等の電力量及び取付・撤去時の指示数は、検針データに含まず、提供データの対象外とする。
  - 託送業務システムに送信された計量データ等は、電気事業者間のシステム連携のプロトコルを活用して、小売電気事業者等に提供することとする。
  - 需給調整市場における調整力の供出については、一送から調整力提供事業者に対して、需給調整市場システム等を用いて、リスト・パターン単位で月一回確定値（30分値）の調整力実績を提供することとする。
    - ※ 差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行わない
  - 機器点の計量値を活用したサービス提供を希望する場合には、一送から小売電気事業者に対して、公開サーバを用いて、月一回確定値（30分値）を提供することとする。
    - ※ 差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行わない
  - なお無線端末は、機器点事業者の所有するハンディターミナル等を活用した無線通信により検針データを取得（取り出し）できるものとする。
    - ※ 無線端末の不具合等により検針データが欠測となった場合、使用用途に応じて以下の対応が必要となる。
    - ・需給調整市場における調整力の供出：受電点事業者から一送へメール等により補完データを提出する（ただし、一送の定める期日まで補完データが提出されなかった場合、一送は当該コマの均等配分補正を行い、均等配分補正が実施できないときは、当該コマの電力量は0kWhとみなす）
    - ・機器点計量を活用したサービス提供：受電点事業者による補完データの提出は不要とし、当該コマは欠測のまま一送から受電点事業者へ確定値を提供する

4-1-3.電力量の算定（パターン２）

- 機器点使用電力量の算定期間は、原則として供給地点における接続送電サービス料金の算定期間と同一となります。
- ただし、パターン２を新たに開始する場合の機器点使用電力量の算定期間は、開始日から供給地点における直後の検針日または計量日の前日までの期間となります。
- また、パターン２を終了する場合の機器点使用電力量の算定期間は、供給地点における直前の検針日または計量日から機器点使用電力量の算定終了日までの期間となります。

＜通常ケース：月内に開始･終了等が発生していない場合＞

機器点使用電力量の算定期間は、供給地点と同様（**供給地点･機器点の電圧区分の違いは問わない**）

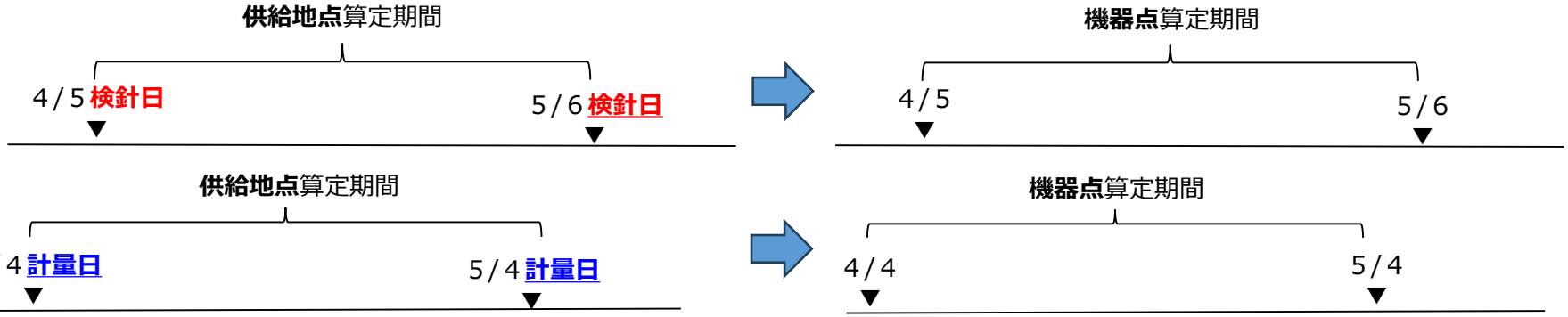

＜例外ケース：月内に開始または終了等が発生した場合＞

※以下、４/15にパターン２を開始するケースおよび４/20にパターン２を終了するケースを示す

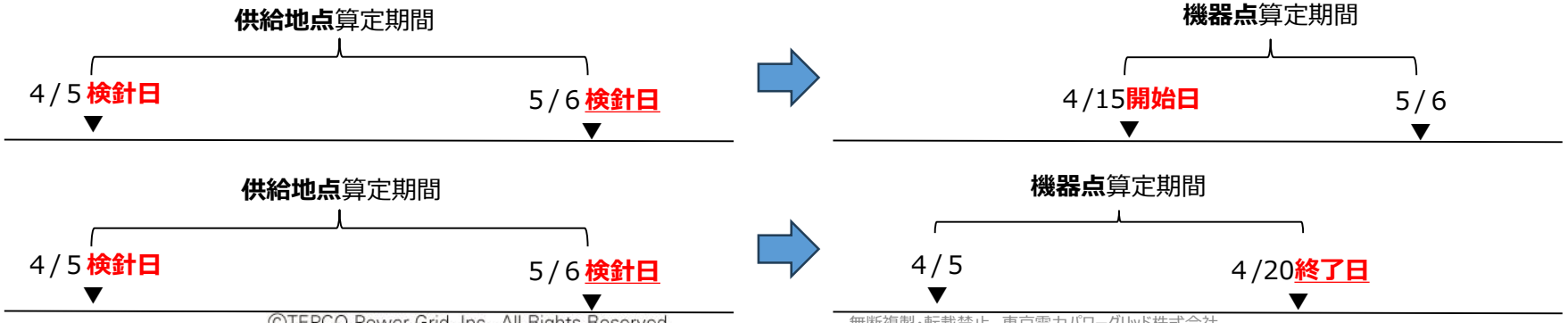

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.
無断複製･転載禁止　東京電力パワーグリッド株式会社

4-1-3.電力量の算定（パターン２）

■ 供給地点の廃止・SW申込みの際に、供給地点に紐づく機器点の解約申込みを併せていただいていない場合には、当社が供給地点の廃止・SWの申込み確認後、機器点の解約処理を実施させていただくため、検針日までに機器点の解約処理が間に合わない場合は、機器点の月間確定使用量メッセージ公開後に日割期間にて再通知を実施させていただきます。

＜通常ケース：供給地点の5/22廃止・機器点の5/22解約申込みありの場合＞

機器点使用電力量の算定期間は、供給地点と同様

＜例外ケース：供給地点の5/22廃止申込みのみ場合（機器点の解約申込みなし）＞

検針日までに機器点の解約処理が間に合わない場合、機器点の月間確定使用量メッセージ公開後、解約処理完了後に日割期間にて再通知

① 検針日に機器点の月間使用量メッセージのみ公開

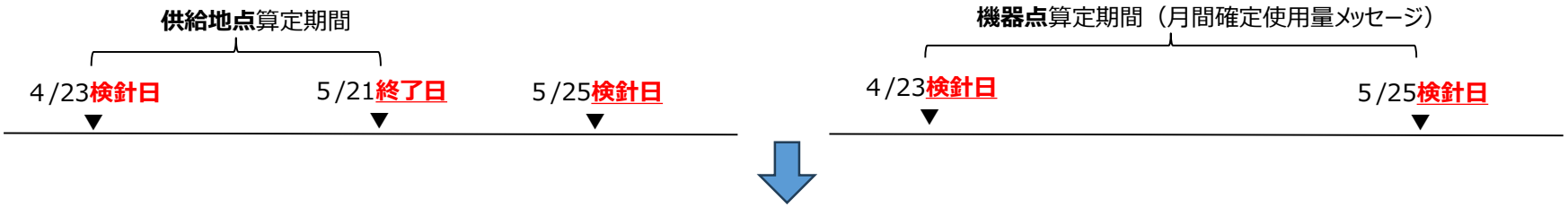

② 解約処理完了後に、供給地点の日割確定使用量メッセージと機器点の日割確定使用量メッセージが公開される

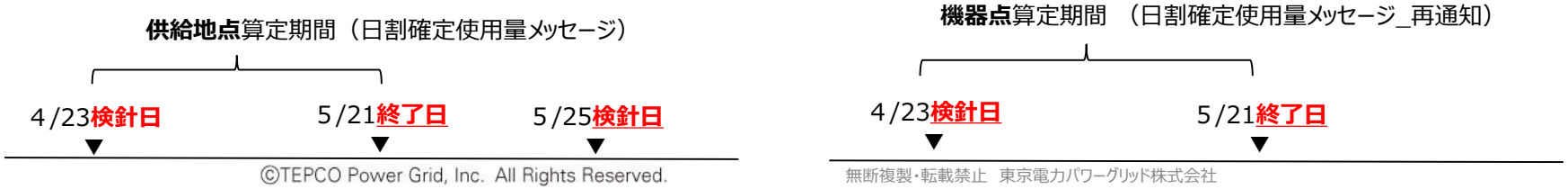

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.
無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社

4-1-3.電力量の算定（パターン２）

- 本来、特定計量システムの廃止時は受電点事業者から廃止申込みいただく必要がありますが、供給地点における接続供給契約の廃止（撤去）またはSW申込みのみいただいた場合は、当社で廃止（撤去）またはSWの異動月日により特定計量システムの廃止登録を行います。
- 受電点事業者から接続供給契約の廃止（撤去）またはSW異動月日の変更申込みをいただいた場合、変更申込みから異動月日までに一定の期間がある場合は当社にて特定計量システムの廃止日変更を行いますが、変更申込みから異動月日までに一定の期間がない場合は、特定計量システムのみ変更前の廃止異動月日をもって廃止となります。

<変更申込みから託送契約廃止（撤去）・SW異動月日までに一定の期間がある場合>

当社にて、特定計量システムの廃止日変更登録を行います。

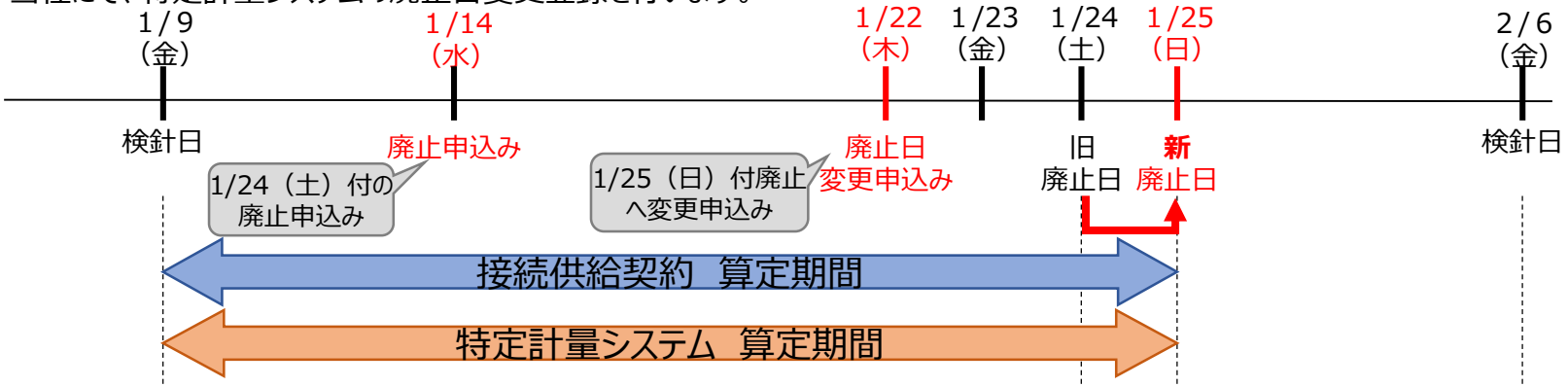

<変更申込みから託送契約廃止（撤去）・SW異動月日までに一定の期間がない場合>

当社にて、特定計量システムの廃止日変更ができかねるため、旧廃止日で特定計量システムは終了します。

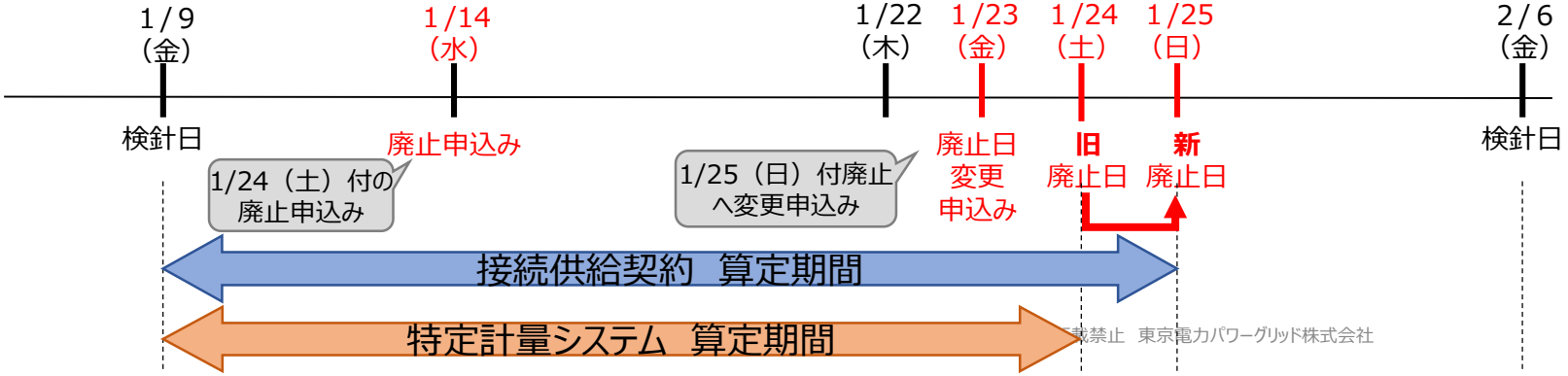

禁止　東京電力パワーグリッド株式会社

4-1-3.電力量の算定（パターン２）

- 機器点使用電力量は、機器点ごとに、30分ごとに算定します。
- ただし、IoTルートを介して当社へ伝送された検針データが欠測の場合、当該欠測に係る時刻の電力量は欠測として取り扱います。

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋

2-2 特定計量システムにおける主な運用ルール

■ 特定計量システムにおける主な運用のルールは以下のとおり

- 無線端末は、定期的に特例計量器等から検針データを収集・蓄積し、定期的に電力SMシステムに送信する。
  - ※ 無線端末のIoTルート経由の通信は、HESとの通信に限定し、その他のドメイン(他の無線端末-電力SM間のIoTルートも含む)との直接的な通信はすべて遮断すること。
- 無線端末は、電力SMシステムからの要求により、蓄積した検針データを電力SMシステムに送信する。
- 電力SMシステムで収集した特例計量器等の検針データは、託送業務システムに送信される。
  - ※ IoTルートの開通前（特例計量器等の取付時～初回30分値連携まで）及び、解約後（特例計量器等の最終30分値連携後～撤去時）の特例計量器等の電力量及び取付・撤去時の指示数は、検針データに含まず、提供データの対象外とする。
- 託送業務システムに送信された計量データ等は、電気事業者間のシステム連携のプロトコルを活用して、小売電気事業者等に提供することとする。
- 需給調整市場における調整力の供出については、一送から調整力提供事業者に対して、需給調整市場システム等を用いて、リスト・パターン単位で月一回確定値（30分値）の調整力実績を提供することとする。
  - ※ 差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行わない
- 機器点の計量値を活用したサービス提供を希望する場合には、一送から小売電気事業者に対して、公開サーバを用いて、月一回確定値（30分値）を提供することとする。
  - ※ 差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行わない
- なお無線端末は、機器点事業者の所有するハンディターミナル等を活用した無線通信により検針データを取得（取り出し）できるものとする。
  - ※ 無線端末の不具合等により検針データが欠測となった場合、使用用途に応じて以下の対応が必要となる。
  - ・需給調整市場における調整力の供出：受電点事業者から一送へメール等により補完データを提出する（ただし、一送の定める期日まで補完データが提出されなかった場合、一送は当該コマの均等配分補正を行い、均等配分補正が実施できないときは、当該コマの電力量は0kWhとみなす）
  - ・機器点計量を活用したサービス提供：受電点事業者による補完データの提出は不要とし、当該コマは欠測のまま一送から受電点事業者へ確定値を提供する

4-1-4.電力量の算定（同一機器点でパターン１＋パターン２を実施する場合）

- 機器点電力量の算定は、4-1-2“電力量の算定（パターン１）”および4-1-3“電力量の算定（パターン２）”それぞれにもとづいて実施します。
- なお、パターン１で受電点事業者の補完データにより欠測を解消した場合、当該補完データにもとづき算定した機器点電力量をパターン２においても提供することがあります。

➢ 機器点電力量の算定期間

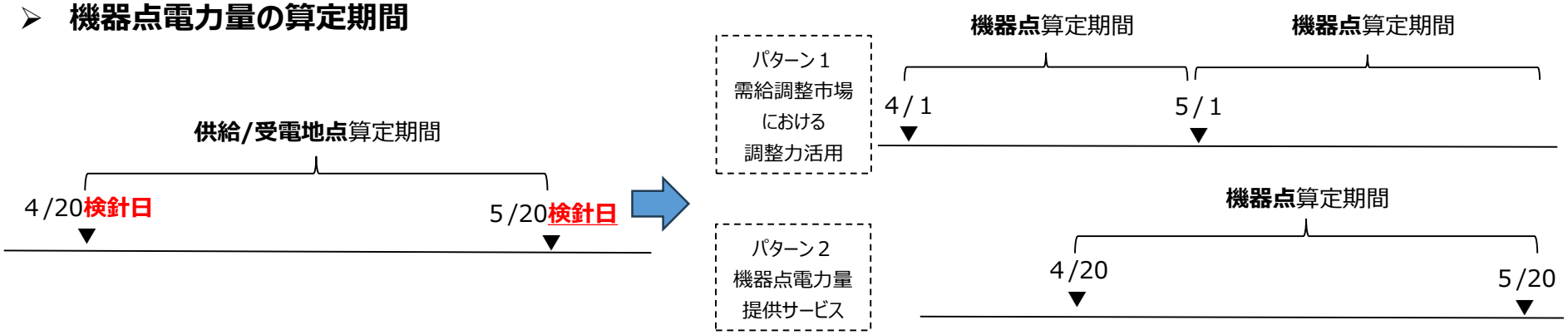

➢ パターン２におけるパターン１の補完データの利用

＜凡例＞　○：検針値あり　×：欠測　〇：補完データによる欠測解消

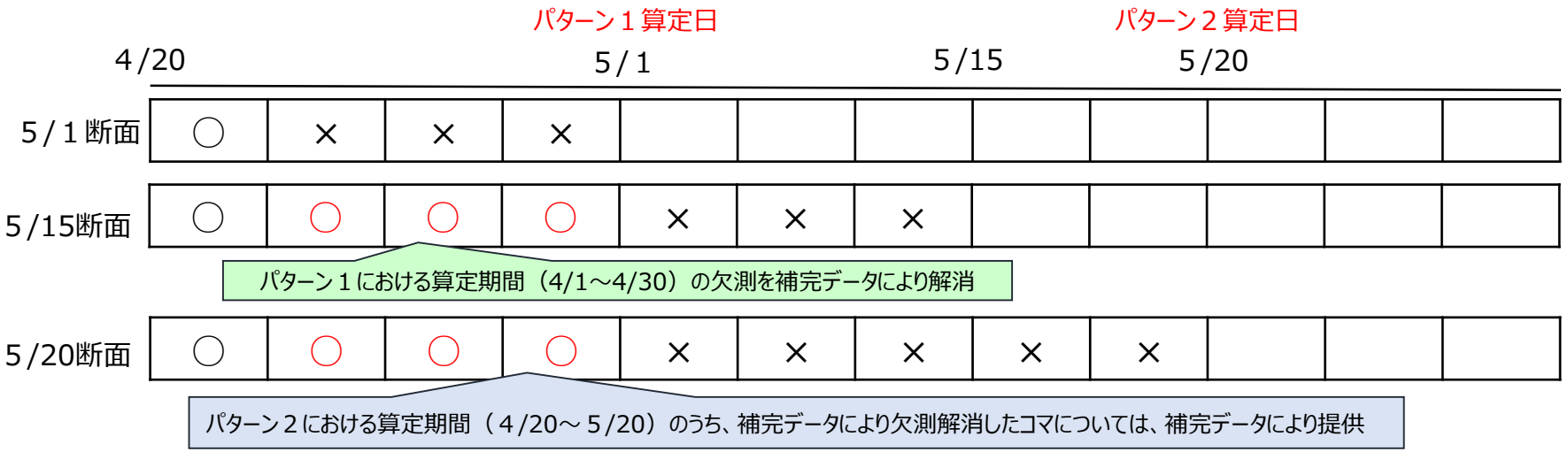

4-1-5.電力量データの提供（パターン１）

- パターン２とは異なり、確定使用量メッセージとして機器点電力量を受電点事業者へ通知いたしません。
- サービス提供開始前に当社が受信する検針データおよび月中でサービスの利用を終了する場合の電力量の算定期間に関する扱いはパターン２と同様です。

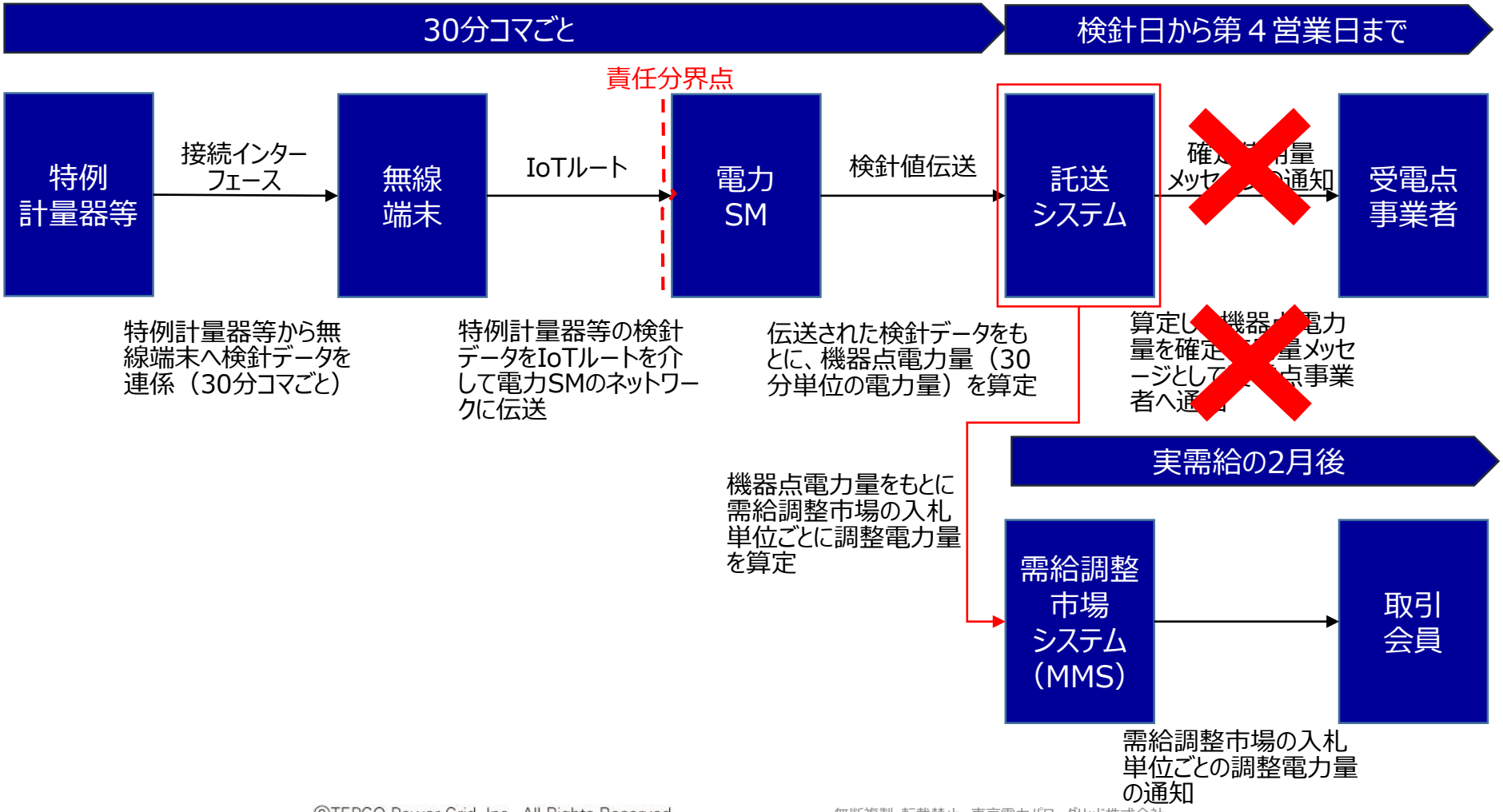

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.
無断複製・転載禁止　東京電力パワーグリッド株式会社

4-1-6.電力量データの提供（パターン２）

- 検針日から起算して原則第4営業日までに特定計量月間確定使用量メッセージの30分電力量全量のデータ要素にて機器点使用電力量を受電点事業者へ通知いたします。
- サービス提供開始前に当社が受信する検針データについては、機器点使用電力量の算定対象外といたします。
- なお、月中でサービスの利用を終了する場合は、原則機器点使用電力量の算定期間終了日の翌日に確定使用量メッセージとして機器点使用電力量を受電点事業者へ通知いたします。

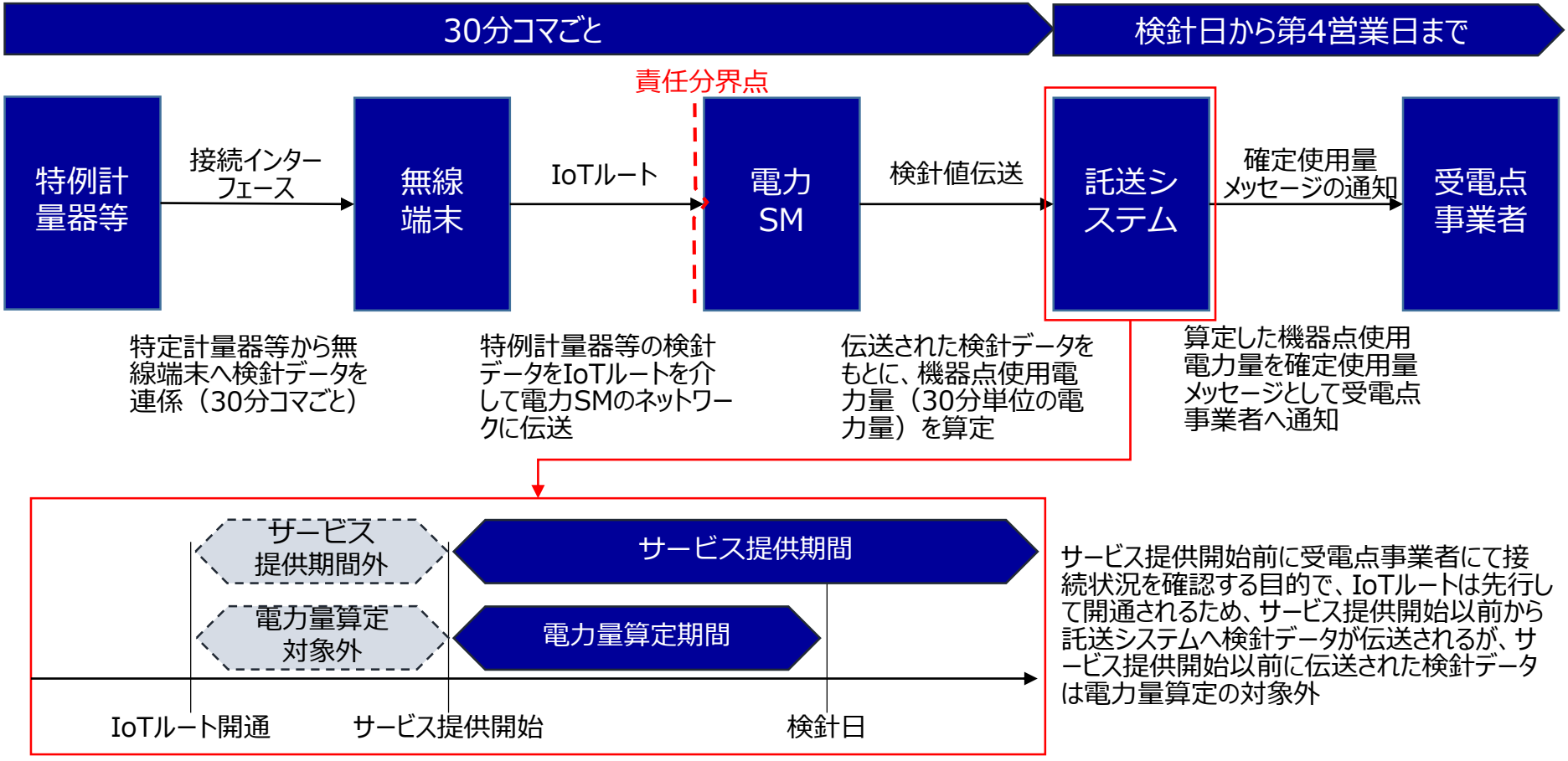

サービス提供開始前に受電点事業者にて接続状況を確認する目的で、IoTルートは先行して開通されるため、サービス提供開始以前から託送システムへ検針データが伝送されるが、サービス提供開始以前に伝送された検針データは電力量算定の対象外

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.
無断複製・転載禁止　東京電力パワーグリッド株式会社

5-1.特定計量システムのご利用に際して

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.
無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社

5-1-1.サービス利用に際しての留意点（パターン１）

➢ 欠測補完データの提出について

■ パターン１のサービス利用にあたり、**機器点電力量に欠測が生じた場合、**調整力に供出された電力量の算定、ならびに当該受電点事業者等とのインバランス算定に影響があるため、受電点事業者から当社へ**欠測補完データを提出いただく必要があります。**

■ なお、欠測補完に関する主な運用ルールについては「特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】」にて整理がなされております。

出典：特定計量（IoTルート）運用ガイドライン【第1.0版】から抜粋のうえ一部加工

2-2 特定計量システムにおける主な運用ルール

■ 特定計量システムにおける主な運用のルールは以下のとおり

- 無線端末は、定期的に特例計量器等から検針データを収集・蓄積し、定期的に電力SMシステムに送信する。
  - ※ 無線端末のIoTルート経由の通信は、HESとの通信に限定し、その他のドメイン(他の無線端末-電力SM間のIoTルートも含む)との直接的な通信はすべて遮断すること。
- 無線端末は、電力SMシステムからの要求により、蓄積した検針データを電力SMシステムに送信する。
- 電力SMシステムで収集した特例計量器等の検針データは、託送業務システムに送信される。
  - ※ IoTルートの開通前（特例計量器等の取付時～初回30分値連携まで）及び、解約後（特例計量器等の最終30分値連携後～撤去時）の特例計量器等の電力量及び取付・撤去時の指示数は、検針データに含まず、提供データの対象外とする。
- 託送業務システムに送信された計量データ等は、電気事業者間のシステム連携のプロトコルを活用して、小売電気事業者等に提供することとする。
- 需給調整市場における調整力の供出については、一送から調整力提供事業者に対して、需給調整市場システム等を用いて、リスト・パターン単位で月一回確定値（30分値）の調整力実績を提供することとする。
  - ※ 差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行わない
- 機器点の計量値を活用したサービス提供を希望する場合には、一送から小売電気事業者に対して、公開サーバを用いて、月一回確定値（30分値）を提供することとする。
  - ※ 差分計量及び速報値（30分電力量、日毎30分電力量）の提供は行わない
- なお無線端末は、機器点事業者の所有するハンディターミナル等を活用した無線通信により検針データを取得（取り出し）できるものとする。

※ 無線端末の不具合等により検針データが欠測となった場合、使用用途に応じて以下の対応が必要となる。
・需給調整市場における調整力の供出：受電点事業者から一送へメール等により補完データを提出する（ただし、一送の定める期日まで補完データが提出されなかった場合、一送は当該コマの均等配分補正を行い、均等配分補正が実施できないときは、当該コマの電力量は0kWhとみなす）
・機器点計量を活用したサービス提供：受電点事業者による補完データの提出は不要とし、当該コマは欠測のまま一送から受電点事業者へ確定値を提供する

5-1-1.サービス利用に際しての留意点（パターン１）

■ パターン１のサービス利用にあたり、**機器点電力量の欠測補完データを提供いただく際は、以下の点にご留意いただきますようお願いします。**

＜機器点電力量に欠測が生じた場合のデータ提供時の主な留意事項＞

■ 当社から受電点事業者への欠測補完データの提出依頼は、原則、**月初第１営業日から３営業日目**までに対象の受電点事業者毎にメールにいたします。（欠測がある場合のみご連絡させていただきます。）

■ **受電点事業者から当社へ提出いただく欠測補完データは指示数（８桁）とすること**

■ **欠測補完データの対象期間は、原則対象月分（N月1日～末日）とすること**

■ 機器点特定番号は機器点でL、Gで一つとなるため、**順潮流と逆潮流の指示数（８桁）についてそれぞれ分けて記載のうえ提供**すること

■ 欠測補完データは**提出月２０日の３営業日前までに提出**すること**（期限を超過した場合は均等配分補正を行ないます。また、均等配分補正ができない場合は当該コマを０kWhとして取り扱います。）**

＜欠測補完データ提出ファイルについて＞

■ **ファイル形式：CSV**

■ **区切文字：,（カンマ）**

■ **引用符：「‘」**

■ **文字コード：SJIS,**

■ **改行コード：CR+LF**

■ **入出力形式：横**

■ **年月日･時間帯の降順並び**

※ 提出フォーマット（低圧）のデータ項目詳細は49スライドをご参照ください。

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.　無断複製･転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社

5-1-1.サービス利用に際しての留意点（パターン１）

＜提出フォーマット（低圧）＞

ヘッダ行	データ行	データ入力例	内容
地点番号	数字22桁	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	当該供給地点特定番号
計器ID	英数文字14桁	YYYYYYYYYYYYY	当該特例計量器/特定計量器の計器ID
機器点特定番号	数字22桁	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	当該機器点特定番号 ※　機器点GLで一つ
乗率	整数	1	計量器の乗率（なしの場合１）
年月日	yyyy/mm/dd	2027/06/20	30分コマの年月日　降順
時間帯	hh:mm	23:30	30分コマの時間帯　降順
順潮流_積数	8桁 ：整数5桁+少数位3桁	12345.678	30分コマごとの積数
逆潮流_積数	8桁 ：整数5桁+少数位3桁	12345.678	30分コマごとの積数

地点番号	計器ID	機器点特定番号	乗率	年月日	時間帯	順潮流_積数	逆潮流_積数
'0300…	'A123456789	'0300…	'1	'2026/02/01	'00:00	'12345.678	'12345.678
'0300…	'A123456789	'0300…	'1	'2026/01/31	'23:30	'12345.678	'12345.678
			⋮				
'0300…	'A123456789	'0300…	'1	'2026/01/01	'01:00	'12345.678	'12345.678
'0300…	'A123456789	'0300…	'1	'2026/01/01	'00:30	'12345.678	'12345.678

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.　無断複製・転載禁止　東京電力パワーグリッド株式会社

5-1-2.サービス利用に際しての留意点（パターン１および2）

➢ 需要者または発電者からの同意取得について

- パターン１およびパターン２を利用するにあたって、当社がサービスの実施に必要な需要者または発電者の情報を当社が受電点事業者または利用事業者に対し提供する場合があります。
- 受電点事業者はパターン１およびパターン２の利用を開始する申込みに際して、あらかじめ需要者または発電者から「関係規程類において必要となる需要者または発電者の情報を当社が受電点事業者等へ提供することおよび受電点事業者等から当社が提供を受けることに対して、需要者および発電者に承諾を得ていること」の承諾をえていただいたうえで申込みをしていただきます。また、当社が求めるときは、需要者または発電者が同意したことを確認できる契約書等における規定の写しを提出していただきます。
- また、本サービスを利用する供給地点の需要者または発電者が変更される場合、本サービスを利用する供給地点の需要者または発電者が変更された後も継続して本サービスの利用を希望する場合、需要者または発電者の変更前に上記の承諾を新たな需要者または発電者から取得いただく必要がございます。

➢ 需要者変更時の対応イメージ

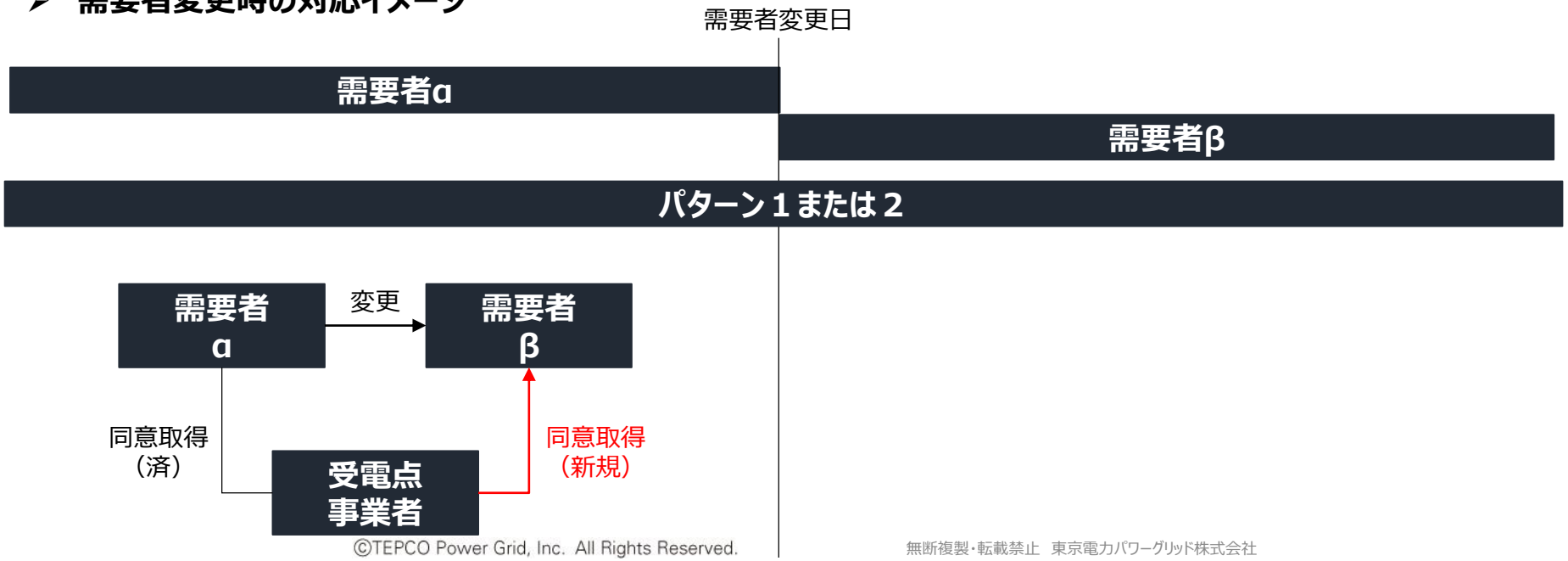

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.
無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社

6-1.定義

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.
無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社

6-1-1.用語の定義

用語	用語の説明
電力SM	計量機能に加え、通信機能を備えた電力量計（スマートメーター）
電力SMシステム	電力SM、SM通信NW、HES、MDMSにより構成されるスマートメーターシステムの総称
HES	ヘッドエンドシステム（Head End System）
MDMS	メーターデータ管理システム（Meter Data Management System）
託送業務システム	託送料金の計算や小売電気事業者等への電力量提供用システム
特例計量器等	利用事業者が特定計量を行なうために設置する計量器
無線端末	SM通信NWに接続するために、特例計量器等と接続される無線装置　（特例計量器等に内蔵される場合は、その無線機能をいう）
公開サーバ	一送が特例計量器等の計量データを小売電気事業者等に公開するためのサーバ装置
特定計量システム	特例計量器等、無線端末、電力SMシステム、公開サーバにより構成されるシステム全体の総称
機器点計量器等	当社が設置する計量器へ情報を発信するために必要となる特例計量器等、無線端末および付属機器等で、電気事業法、計量法、特定計量（IoTルート）運用ガイドライン、特定計量制度に係るガイドライン、外部接続基準・ガイドラインおよびその他適用法令等（以下「IoTルートガイドライン等」という。）を遵守したもの
IoTルート	機器点計量器等から当社が設置する計量器へ情報を伝送する通信ルートで、IoTルートガイドライン等にもとづくもの
特例計量器ID	特例計量器等を特定するためのIDで、IoTルートガイドライン等にもとづくもの
無線端末ID・認証ID	無線端末を特定するためのIDで、変更不可なものであり、IoTルートガイドライン等にもとづくもの。
ペアリングID（Pairing ID）	IoTルートによる接続を行なうために当社が設定するIDで、IoTルートガイドライン等にもとづくもの
認証パスワード	IoTルートによる接続を行なうために無線端末に設定するパスワードで、IoTルートガイドライン等にもとづくもの。なお、必要に応じて変更できるもの
検針データ	特例計量器等で計量され、IoTルートを介して当社へ伝送される積算電力量

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.　　無断複製・転載禁止　東京電力パワーグリッド株式会社

6-1-1.用語の定義

用語	用語の説明
受電点	電力SMが設置されている計量点
機器点	受電点より負荷側に位置し、特例計量器等が設置されている計量点
受電点事業者	特例計量器等が設置されている需要場所の接続供給契約を行なっている小売電気事業者 （受電点事業者と利用事業者が同一のケースも存在する）
利用事業者（機器点事業者）	特例計量器等の情報伝送にIoTルート経由で電力SMシステムを利用する事業者。（サービス提供事業者、アグリゲーター等）
需要者	託送供給等約款に定める需要者
発電者	託送供給等約款に定める発電者
契約者	託送供給等約款に定める契約者
機器点特定番号	機器点ごとに当社が発行する識別番号
需要場所	託送供給等約款に定める需要場所
供給地点	託送供給等約款に定める供給地点
受電地点	託送供給等約款に定める受電地点
接続供給契約	託送供給等約款に定める接続供給契約
発電量調整供給契約	託送供給等約款に定める発電量調整供給契約
予備送電サービス	託送供給等約款に定める予備送電サービス
機器点電力量	機器点で計量した検針データを用いて算定した電力量
機器点使用電力量	供給側の機器点電力量

©TEPCO Power Grid, Inc. All Rights Reserved.
無断複製・転載禁止 東京電力パワーグリッド株式会社